

自由主義価値規範への2つの対応としての 「ポスト・モダン」と新自由主義

大 西 広

- I 個人主義＝自由主義的価値規範発展の物質的基礎
- II 自由主義価値規範への2つの対応としての「ポスト・モダン」と新自由主義
- III 不徹底な自由主義としての新自由主義
- IV まとめに代えて

I. 個人主義＝自由主義的価値規範発展の物質的基礎

A. イデオロギーの史的唯物論的把握の方法

筆者は、先に発表した論文（『近代経済学の動向と『ポスト・モダン』基礎経済科学研究所編『講座構造転換第4巻 経済学の新展開』青木書店、1987年）で、「ポスト・モダン」の思想の根源的な基礎に、非自律的人間観があることを述べ、また、現実の人間の完全なる自律性を想定できないことも認めた上で、とはいえ、歴史的法則として、人間が「蝸牛の歩みではあれ、少しずつより个性的かつより理性的な、したがってより自律的な個人の誕生」が必然的であるとすれば、「ポスト・モダン」の思想的基礎は徐々にではあっても打ち碎かれることを述べた。これは、「ポスト・モダン」という一つの思想を評価するに際して、その評価を、ただ現在という一点において「説明力がある」かどうかという問題としてではなく、その思想が本来的に持っている与件が現在どうであるかというだけでなく、将来またどうであるかという問題として、すなわち、歴史的法的妥当性を持つかどうかという問題として行なうという視角である。

この問題を、マルクス主義＝史的唯物論の立場に立つ山口正之は次のように

述べている。

「近代経済学がたえず体制弁護論へと傾斜するのは、必ずしも、この経済学者たちの『悪しき意図』によるものではない。どんなに『高潔な』心情をもつ経済学者であっても、変化と発展を説明できる理論的方法をもたないかぎり、現状の循環という結論に到達することを避けるすべはない。そうでないばあいでも、せいぜい、現状の『悪』と『抑圧』に憤激するだけの『経済学的ロマン主義』が、到達しうる限度だということになるが、それは、とりも直さず、『科学』のかわりに『道徳』へ逃げこむこと¹⁾であり、高貴ではあっても無力な詠嘆に人びとを誘惑するだけのことである。」

つまり、古くはロシアのナロードニキが陥った立場のような、ただ、現状への情動的な反発やそれにもとづく過去への郷愁ではなく、現実社会がどのような方向に向かいつつあるのか、あるいは向かわざるを得ないか、といった法則的=科学的認識から出発しなければならない、という問題である。こういったサイドから、今日の2大思想であるところの「ポスト・モダン」と新自由主義を評価し直すことが本稿の課題である。

しかし、また、上記の問題とも関わって、ある有力な社会思想なり社会（経済）理論なりを評価する際の視点として、その思想・理論が大衆的支持を受けるイデオロギー的=社会構造的基礎までさかのぼることの必要性を強調したい。

エンゲルスは、『フォイエルバッハ論』のなかで、「国家すなわち政治的秩序は従属的なものであって、市民社会すなわち経済諸関係の領域が決定的要素である²⁾」と述べた上で、次のように続けている。すなわち、

「現代の歴史では国家の意志が、大体において、市民社会の必要・欲求の変化に、この階級が優勢であるかあの階級が優勢であるかということに、けっきょくは生産諸力と交換諸関係との発展に、規定されて³⁾いる」と。

われわれがここで検討を行なう「ポスト・モダン」は「日本学」や「新国家主義」と一定の関係を持つという形で、そして、「新自由主義」は現代国家の「民間活力論」を推進するという形で、どちらも「国家の意志」の一部となっている。その「国家の意志」が、「市民社会すなわち経済諸関係の領域」によって「規定されている」こと、したがって、そうした思想なり理論なりを「市民社会すなわち経済諸関係の領域」に基礎づけられたものとして研究しなければ

ばならないこと、が教えられているように思われる。

ただし、この箇所特に「この階級が優勢であるかあの階級が優勢であるかということに……規定されている」というくだりが、「唯物論」の教条的解釈によって矮小化させられる危険にも気をつけなければならない。

筆者の見解では、この解釈は次のようなものでなければならない。すなわち、資本主義システムのベースには資本＝賃労働の対抗が存在し、したがって、「資本」の側が共鳴する「国家の意志」には、何らかの資本擁護論的な、あるいは、資本蓄積推進的な要素が含まれているが、ただ、この視点は、様々な思想的立場を単純に＜資本の思想、対、賃労働の思想＞に裁断することに終わるものではない。なぜなら、「どの階級が優勢であるか」という現状に変わりはなくとも、様々な相対立する思想が登場しうるし、また、思想の変化も生じうるからである。つまり、「けっきょくは」より根源的に、「生産諸力と交換諸関係」の問題に、言いかえれば、生産力の発展がどこまで進行し、また、それにつれて、交換の諸関係（市場の構造とその広がり）が、どこまで深化発展をしているか、ということによって説明されなければならないわけである。

とにかく、現代の2大思潮としての「ポスト・モダン」と新自由主義は、ともに「国家の意志」と強い関わりを持ったものである。本稿では、その両思潮の発展を、「法則的＝科学的」認識方法によって、かつまた、そのイデオロギー的基盤を物質的＝社会構造的なレベルにまでさかのぼるという方法によって捉え直すことを試みてみたい。

B. 個人主義＝自由主義的価値規範とその物質的基礎

前稿でも見たように、作田啓一によれば、価値観としての「個人主義」には、「理性」「個性」「自律」という3つの基本的な観念が含まれるが、とりわけそのうちの「自律」の観念は、「自由」の概念と密接不可分であり、その意味で、「個人主義」と「自由主義」とは同一の流れに属する2つの思想・思潮として捉えられる。そして、また、他の「理性」や「個性」も、作田においては、それが「自律」の観念の正当性を支えるより基礎的な観念であることを見た。し

たがって、われわれが本節で、「個人主義」＝「自由主義」の価値規範が物質的基礎を持っている、と述べる時、「自律」「個性」「理性」のそれぞれの観念がともに物質的基礎を持っていることを述べなければならないと同時に、「個性」「理性」の観念の発達に「自律」を要求するメカニズムであることをも説明されなければならないだろう。

本稿では、「自律」の観念の発達から見ていくことにする。

（1）自由な個人の生成——「自律」の観念の発展

新しく獲得された生産技術やその基礎となる科学的知識は一般に蓄積をされ、消滅することはないから、すなわち、「技術」変化は非対称性を持つから、生産力の発展は一般に不可避となる。ところで、この「生産力の発展」は、A・スミスが言うように「分業」によって獲得されると同時に、それ自身が社会的分業＝市場⁵⁾を拓げるという作用をも持つ。なぜなら、生産技術が高度化すればするほど、単一の人間や生産体はある技術を特殊的に手に入れなければならないが、その結果、生産は一般に「販売のための生産」として行なわれざるを得ず、また、生産技術の一部としての交通・通信技術の発達はより広範囲な人々の取引きを促進するからである。⁶⁾

要するに＜技術の非対称性＞は、＜生産力発展＞を導くことによって、＜分業＝市場の発展＞を必然化させるのであるが、問題はその＜分業＝市場の発展＞が共同の人間関係を解体し、自律の人間を作り出さざるを得ないことにある。分業＝市場の拡大は、様々な財やサービスを金銭的取引関係の中に投げ入れてゆくが、そのことはそのまま「お金さえあれば」他人に頼ることなく行きていけることを意味する。たとえば、「お金さえあれば」自分の家を建てる時に親戚の手を借りずに全て建築業者に発注すれば良いし、引っ越しにしてもそうである。また、結婚の相手のサーチにしても親戚で探し合うシステムから自由恋愛や結婚紹介業といったシステムに代位され、最後に、教育や医療や老後保障までもが、家族・親族共同体の外で自足されるものになる。したがって、人々は、そのような「自足」を行なうために、その「お金」を働くことによってよ

り多く得るために努力する。つまり、労働力商品市場でより多くの労働力の販売に励むのであって、この過程でさらにまた、分業＝市場関係の発展・深化が進行していくのである。

そうした人間関係は、「自分のことは自分でめんどろをみる」という〈自立 (self-sustaining)〉した人間関係であるから、そうした社会で生きて行くためには、人々はその社会関係の原理であるところの「自立自助の精神」を価値規範として定着させていかざるを得ない。つまり、“God helps those who help themselves”, “Do it yourself”, といった格言や流行語に表わされる価値意識であるがそれは、裏返せば、「自分のことは自分以外の誰も考えてくれない」ということをも意味する。そして、そうであれば、そうした価値意識は「一人はみんなのために、みんなは一人のために」という集団主義的価値観をも崩壊させてしまうであろう。「みんな」は「私」のために何も考えてくれないし、だから「私」はまさに「私」のことを十分考え、〈自立〉できなければならない。そうした価値観を人々は持たざるを得ないのである。

「共同体」とは、まさに、「一人はみんなのために、みんなは一人のために」という人間の規範によって成り立っていたものであるから、この価値規範の崩壊は、共同体の解体をも意味するが⁷⁾、こうした共同体の解体は、実は人間精神の新しい発展段階を示すものである。あるいは、言いかえれば、少なくとも、そうした価値観の良し悪しとは離れても、生産力の発展がその〈自立〉の価値意識を必然化せざるを得ない。これが重要である。

こうして他人に頼ることなく、したがって依存心を克服し、自立(自律)する人間が登場を始めるのであって、これは、マルクス『経済学批判要綱』において提示された「依存関係史」⁸⁾の第2段階に照応する。ここでは、「他の人間との自然的な種族関係のへその緒からまだ離れていない個人的人間の未成熟」⁹⁾は克服され、そうした「種々の形態の社会的連繋は、個人の私的目的のためのたんなる手段として、外的必然として、個々人に対立」し、「個別化された個々人の立場を生み出す時代こそ、まさにそれまでのうちでもっとも発展した社会的な(この立場からみて一般的な)諸関係の時代」¹⁰⁾がやってくる。そして、こ

ここで「たんに社交的な動物であるばかりでなく、社会のなかでだけ自己を個別化することのできる動物¹¹⁾」としての人間が登場するのである。

こうした分業＝市場関係の発展による人間の自立の促進は、A・スミスがまさにその分業論の中で先駆的に強調した点であるが¹²⁾「人間発達論」の文脈の中でも重視されてきた論点でもある¹³⁾。

その「自立」の積極面は次のところにもある。すなわち、自分のことは自分で処理できる人間にとっては、そしてまた、そうした人間を価値あるものとみなす規範の中においては、他人による干渉や規制がより否定的なものと捉えられ、反発を受けるようになる。集団主義的あるいは共同体の人間関係においては「一人はみんなのために、みんなは一人のために」行為するのであるから、「みんな」が「一人」に、「一人」が「みんな」に忠告をし介入しあうことは当然のこととみなされる。しかし、自立自助の人間関係の下においては、そもそも介入や干渉は不要なもの、余計なものでしかなくなる。そこで、そうした介入や干渉＝他者による全ての規制を排除する思想が醸成されざるを得ない。このようにして、自律の思想、すなわち、自由主義的＝個人主義的価値規範が成長することになるのであるが、以上により、こうした価値観は、抑圧や権力の否定に到りうる〈自律性 (autonomy)〉（自己決定性）を尊重する価値観として捉えることができよう。

ところで、こうした個人主義的＝自由主義的価値観は、特に日本においては、若者や婦人を中心として急速に定着化してきているが、この理由は次のようなところにあると考えられる。すなわち、戦後日本の場合、農業人口の急減に伴って農村共同体の解体がとりわけ急速に進んだが、都市に出た労働者にとっては「会社」が新たな共同体として機能し、彼らは「会社人間」化していった¹⁴⁾。しかし、都市には出たものの「会社」の中で生活をするわけではない若者や専業主婦層にはそうした共同体的紐帯の圧力が働かないので、一方的に個別化が進行し、個人主義＝自由主義的価値規範がより定着することになったのである。

以上総じて、個別化された社会関係の中で、「自立自助の精神」が、したがって、〈自律〉の観念が発展することを確認できる。

（2） 個性的な個人の生成——「個性」の觀念の發展

(1)の前提であったところの生産力の發展は、同時に、生活水準の全体的向上を通じて、生活における「趣味」「嗜好」の領域を拡大させる。そしてまた、こうした「趣味」や「嗜好」は「感性」のレベルにおける各人各様の「個性」を發揮する領域であることによって、「個性化」を促進する。こうした傾向もまた、資本主義の發展によって、そしてとりわけ最近の「消費の多様化」現象の中で見られたとおりである。¹⁵⁾

ところで、こうした「個性」は個々人の中でのみ存在するものであるから、(近代経済学流に言えば、個々人の内部でしか意識されない選好関数の形状の問題であるから)他人がどうこう干渉・介入すべき問題ではない。また、この領域に於ては、どういう選択が「正しく」、どういう選択が「誤っている」という理性的判断はなされない(=好き嫌いの問題である)という理由によっても、他者の干渉に合理性はなくなる。それゆえ、「個性」は各人の「自由」「自律」を支える価値であり、そこにも、「個人主義」と「自由主義」の連結環を見いだすことができる。

とりわけ、この理性とは区別された領域での判断の意義と必然性は、マクロの経済政策論の次元でも意識されはじめている。なぜなら、たとえば、筆者は前稿(前掲「近代経済学の動向と『ポスト・モダン』」)で、「1%の物価上昇と3%の失業率」と「3%の物価上昇と1%の失業率」との間の国民経済的な選択の問題を述べたが、こうした選択はどちらが正しく、どちらが誤っているということは言えない。まさしく、その国民全体がどちらを好むのか、ということのみが問われるのであって、ここに各国民が他国民の干渉から離れて自分たちの国民経済をコントロールする意味とその理論的基礎があるのである。したがって、「理性」とは区別された「選好」の、したがって「個性」の領域の問題が浮上する中で、<自立>、<自律>、「自由主義」の価値観がさらに發展するのである。

（3） 理性的な個人の生成——「理性」の觀念の發展

上記のように、「理性」とは区別された「個性」の發展の中で、自由主義＝

個人主義的価値規範は定着をしていったが、それと同様に、「理性」の観念の発展の中でこそそうした価値規範が成長する、という因果関係も存在する。

まず、生産力の発展とそれを支える技術水準の高度化は、そうした技術を担う人間を必要とするが、その必要性は人間の合理的思考能力の向上を様々な手段によって促進せざるを得ない。たとえば、資本主義がその生産力の発展という自分自身の目的を成し遂げるために導入せざるを得なかった「工場法」の教育条項はその一例である。また、「人間は、他の人間と一緒に生活することを学ぶにつれて、自分のうちに理性と意志との能力を¹⁶⁾発展させていく¹⁷⁾」こと、つまり、人間の社会的交わりそれ自体が「理性」を¹⁷⁾発展させることも忘れてはならない。それこそが、ルソー『エミール』の教育論の主題であったのである。

とにかく、このようにして人間の「理性」は歴史的に発展を遂げざるを得ないが、このことを前提としてはじめて、〈自由〉や〈自律性〉が合理的根拠を持つものとなる。たとえば、今、選挙の投票を考えてみよう。この場合、理論的には各有権者が自律的に投票相手を決める能力がある、という前提があってはじめて各人の投票の自由が合理的なものとしてされている。また、逆に言えば、農村によく見られる選挙におけるボス支配は、各有権者の自律的決定能力の欠如という条件なしには存続しえないものである。まさに、「理性」が〈自由〉を支え、また逆に、「理性の欠如」が「支配」の基盤となっているのである。こうした「理性」と〈自由〉(ないし「自律性」)の相互関係は、学界における自律的研究者と、「教祖」—エピゴーネン集団との対照の中にも見られるとおりである。要するに、「自由であるために、彼は理性的で、慎重な選択をなすことができるようであればならず、社会の中でのみ獲得する能力を持っていない¹⁸⁾なければならない¹⁹⁾」のである。

合理的期待派経済学は、企業や家計といった個別経済主体がその情報処理能力を高め、政府や他の経済主体の行動様式を完全に知るに至った時には、政府の裁量政策は何ら有効な効果を生み出さず、したがって政府の裁量=一種の「賢者の指導」は無意味となることを結論づけた。こうした論理も、人間理性の発達、〈他律性〉の価値を低め、〈自由〉や〈自律性〉の価値を高めるこ

ととして読み取ることができよう。²⁰⁾

また、「理性」の発展＝人間の労働力能の発達²¹⁾は、全体として「労働力の可動性」を高め、そのことによって社会移動（地域移動および社会的階層間移動）を速めて、伝統的な地縁・血縁共同体を解体する²²⁾。こうした相互関係を通じて、自由主義的＝個人主義的な社会関係とその価値規範が発展し、定着し続けるのである。

（４）「情報化」の中での現実社会の「自由化」

ところで、以上にみたように、歴史的必然としての生産力発展は、「自律」「個性」「理性」の観念を発達させることによって、自由主義的＝個人主義的価値規範の物質的基礎となるのであるが、他方、技術革新の現代的形態であるところの「情報化」は、現実の経済社会の構造それ自体を「自由化」させることによって、自由主義的価値規範の重要な基盤となっている。

まず、生産工程の多くがコンピューターで制御されたものになってくると、必然的に「生産技術」に占めるソフトウェアの比重が高まるが、このソフトウェアは各産業に「共通のインプット」としての性格を持つと同時に、様々な仕事をソフトウェア化するという能力自体が普遍的であるため、各産業間の相互乗り入れ、市場の融合が進む。このことは各市場の競争を激しくし、小企業でもすぐれたソフトウェアを開発すれば、独占的大企業が支配する分野に参入することが可能となり、すなわち「コンテストابل・マーケット」化させることによって、産業独占を弱める方向で作用せざるを得ない。また、それにとどまらず、「情報」を通じた「組織間連結の経済性」すなわち、「連結の経済性」はそれ自体で「規模の経済性」の比重を引き下げることによって、「大きな技術」に代わる「小さな技術」の可能性を広めて、さらに産業・企業のレベルにおける自由競争を促進する傾向を持とう。特に、「ソフトウェア」の強味は、一般的なその普遍化の下では、「小さな差異を作り出し、そこに他の追随を許さないようなノウハウを作ったとき」に発揮されるものであるから、多くの小企業はその独自性を競って、「差異化」「個性化」する。そして、ここに、「情報化」

による現実経済社会の自由化と個性化がみられるのである。²³⁾

しかし、「情報化」による現実経済の自由化は「社会システム産業」の自立化という形でも進行する。ここでいう「社会システム産業」とは、医療、教育、新交通、廃棄物処理といった従来公企業によって担われて来た産業であるが、「情報化」のインフラストラクチャーの充実があれば、民間企業として自立する可能性が拡大する。²⁴⁾これも、「公」に対する「民間」=「私」の領域の拡大であるという意味では、それ自身「自由化」の一形態と考えることができる。

さらに、情報化の進展による日本の雇用慣行としての終身雇用制が弱まり、横断的労働市場が成立しつつあることも現実社会における一つの「自由化」である。²⁵⁾これは、かつてないスピードでの技術革新=情報化に応える労働力（特に技術労働力）を確保することが、従来型の「会社経験」や「忠誠度」の重視だけでは不可能になったこと、そのため外部からの抜擢や外注がより重要になってきたことによる。こうした変化の中では、労働者はいつでも退職する対象として「会社」を見るようになり、さらには精神的な「会社離れ」から個人主義的価値観を持つことになる。ともかく、生産力発展の現代的形態であるところの「情報化」もまた、急速な「自由化」とそれに対応する価値規範の拡大再生産をおし進めているのである。

C. 多様化・個性化と社会的安定性

こうした自由主義的=個人主義的価値観はいくつかの社会問題の一つの原因ともなるものであるが、他方で社会の安定化をもたらすという基本的な役割をも果たすことができる。そして、そうだからこそ、まさに安定的に社会の全面を覆う価値観として定着し、「規範」となることができるのである。このことをマートンの社会的アノミー論²⁶⁾から考察してみたい。

マートンの社会的アノミー論は、貧困と犯罪との相互関係についての分析の中で、「貧困それ自体とこれに伴う機会の制限だけでは、いちじるしく高い比率の犯罪的行動をひき起こすものではない。」と述べ、「逸脱的行動が大規模に生ずるのは……一方では、文化的価値体系が、一般の人々に対して一定の共通

な成功目標（犯罪の多くの場合には金銭的目標——引用者）を事実何にもまして賞揚しながら、他方、社会構造上では、大部分の人々に対して、かような目標達成のための是認された道が厳しく制限されたり、全く閉ざされている場合である。」と結論づけている。つまり、犯罪を含む「逸脱的行動」すなわち社会的アノミー現象は、「貧困とこれに伴う機会の制限」に文化的目標の単一性・一元性という条件が付け加わってはじめて発生するのである。

こうした分析は、前稿（前掲「近代経済学の動向と『ポスト・モダン』」）で見た岩井克人等の分析と酷似している。すなわち、岩井は人々の文化目標が金銭的目標（「貨幣」）に収斂されることによって社会的不均衡が累積するようになる、と主張したのであるが、ただ、近代化と文化目標の金銭的目標への収斂とを区別できなかった点がマートンと異なる。岩井がそうした混同によって「近代」それ自体の否定にいきつたのに対して、マートンは、「文化目標がかような金銭的成功以外の選択的目標を尊重し、社会構造がこの目標に近づくことを可能とするにつれて、この体制は多少とも安定化する」と述べて、目標の多様化の可能性を否定しなかったのである。

われわれの分析も、社会発展の歴史的傾向が「個性」を発展させるというものであった。そして、また、各人の文化目標がただ他人と同じ目標を追求するといった非自律的な仕方によってではなく、自律的に設定されるのであれば、それは各人各様の多様なものとなる。要するに、「個性化」と「多様化」とが進行せざるを得ないが、そうした傾向は、マートンのアノミー論から言えば、社会的な安定化をもたらすものになるのである。²⁷⁾

ところで、こうした社会的アノミーの一因たる文化目標の単一性は、金銭的目標といった「近代的」なものに限らわい。「共同体」は本来「生のあらゆる領域にわたる同質、共同」²⁸⁾を志向するが、そうした「一枚になろう、一枚になるべし」という²⁸⁾文化目標の単一性は「かえって些末なる異質をも鮮かなる黒点として浮彫りにし、そのこと自体の価値軽重をこえて、zwecklos な争いに人々をまき込む」²⁸⁾のである。このような「ゲマインシャフトあるいはプライマリイ・グループの世界」²⁹⁾の「暗闘」²⁹⁾「それ独自の厭らしさ」²⁹⁾を知る時、共同体の

解体による個人主義（と「個性化」「多様化」）と、その個人主義による共同体の解体の積極的意義が再確認されよう。

たしかに、共同体の解体は「恐ろしくいとわしく見え³⁰⁾る。しかし、マルクスは、「家族制度の崩壊」という共同体の解体の一つの中心的形態について次のように述べている。

「資本主義体制のなかでの古い家族制度の崩壊がどんなに恐ろしくいとわしく見えようとも、大工業は、家事の領域のなかにある社会的に組織された生産過程で婦人や男女の少年や子供に決定的な役割を割り当てることによって、家族や両性関係のより高い形態のための新しい経済的基礎をつくりだすのである。³⁰⁾」

そして、また、共同体的人間関係にとって代わった『「私益」のための自由な競争³¹⁾』もまた「恐ろしくいとわしく見え³¹⁾、「生産力の発展のためにはその進路を妨げるすべてのものを無慈悲にふみつぶす経済的ジャガノートであった。」しかし、「資本主義の発展自体が、『富の生みのくるしみ』のシステムを最終的に廃絶し、経済的強制からの、したがって、強制のあれこそその形態ではなく強制そのものからの、人間の解放のための物質的基盤を不可避免的に成熟させ、こうして『人間社会の前史』を完成させつつあること³¹⁾」、「こうした人類の能力の発展が、とりあえずは多数の諸個人や一階級全体さえもの犠牲の上に行なわれるものではあるが、しかし、結局は、この敵対をうち破って各個の個人の発展をもたらすようになるということ、かくて、個性のより高度な発展は、諸個人が犠牲にされる歴史的過程を通じてのみあながわれるものであるということ³²⁾」、が忘れられてはならない。

こうした＜自由な個人＞の生成は、決して個人をバラバラにするだけではなく、かえって社会的な人間を、自律しつつ連帯しうる人間を形成する。レーニンも、「資本主義の諸矛盾からして、資本主義のなかにおける最高形態の社会性の否定を結論する³³⁾」システンディらの「経済学的ロマン主義」を批判して次のように述べている。

「いったい、中世共同体的、同職組合的、アルテリ的、等々といった結びつきを破壊する資本主義は、そうした結びつきの代わりに別の結びつきを打ち立てはしないのだろうか？ いったい、商品経済は、すでに生産者間の結びつき、市場によって確立

される結びつきなのではないだろうか？ この結びつきの性格が、敵対的で変動や矛盾にみちているということは、その結びつきの存在を否定する権利をあたえるものではない。そして、われわれが知っているように、ほかならぬ諸矛盾の発展こそが、ますます強くこの結びつきの力を明るみにだし、社会のすべての個別的分子や階級にたいして結合へと向かうように強いるのであり、しかもそのさい、もはや一つの共同体、一つの地域といった狭い範囲内の結合ではなくて、国民全体における、さらには異なる国家間にさえわたる一定階級の全成員の結合へと向かわせるのである。³³⁾

実際、市場関係の深化・発展は、各人一人一人の食べるもの身にまとうもの全てが世界大の規模での分業によって生産されるようになることを意味するが、このますます「個性的」で「多様」になる世界の人々との市場を通じた交わりが進展するにつれて、すなわち、「社会がますます複雑になり、多様性のなかでの相互依存関係が深まるにつれて、³⁴⁾」人々はお互いに異なる他人同士を従来にまして認めあうことをおのずと求められてくる。そうした「多様性を許容する」³⁴⁾「成熟」した社会こそは、「一個の独立した市民としての批判的社会意識を形成すること、それによって上からのまた横からの他律を克服すること、イエ意識、ムラ意識そして奴隷根性とたたかうこと³⁵⁾」を可能とする人間たちが登場する前提条件にほかならない。

このことは、マルクス＝エンゲルスにおいても、市場関係の中にいる人間の抽象性ととともにその社会性が宿すということとして、主張されている。すなわち、

「これらの人々は生産力をその手からもぎはなされており、したがってあらゆる現実的生活内容を奪われて抽象的な個人とされているのであるが、しかしまさにそのためこそ、彼らは個人として結ばれ合うことができる立場におかれるのである。³⁶⁾」

まさに、「抽象的な個人であるから、普遍的な人間になることができるのであり、自由な連帯に手をつなぐことができる³⁷⁾」のである。全く個人主義的な若者達が、反核平和運動やアフリカ救援運動に楽しみながら参加をするといった現代の世相もその証左であろう

いずれにしても、歴史的必然としての生産力発展とそれを急速に押し進めた資本主義は「そう意図してではなく、いわば本意に」「自由」で「個性的」

で「理性的」な個人を作り出し、したがって、徐々にではあっても、多くの紆余曲折を経ても、自律的な人間をより多く作っていかざるを得ない。そして、そうした人間達の住む社会では、自由主義的＝個人主義的価値規範の定着が進むこともまた、押しとどめることのできない一つの必然なのである。

確かに現実の人間には他の様々な価値規範が混在している。しかしながら、アダム・スミスが『道徳情操論』のなかで「人間がどんなに利己的なものと想定されうるにしても」と書きながらも、「そのように想定する立場に反対したのではなく、そういう人間把握を支配的な傾向として承認した³⁸⁾」こととまさに同じく、現実の人間が一步ずつ変化していくその方向性と必然性が問題となるのである。

〔補論〕 生産力発展による市場発展の論理

市場の発展＝共同体の解体とは、先にも述べたように、「様々な財やサービスを金銭的取引関係の中に投げ入れてゆく」ことであるから、たとえば、家族共同体という非市場的關係の中で担われていた保育が保育所によって担われるようになったり、炊飯労働が外食産業によって担われるようになったり、洗濯労働がクリーニング業によって担われたりするの、それらの例である。こうした変化の中で、非市場的關係の下におかれていた諸労働が市場関係の中に包摂され、商品取引関係＝貨幣的關係におき代えられていくのである。

ここでは、社会的分業の発展、したがって市場の発展深化が、生産力の発展という歴史的法則によって必然的にもたらされざるを得ないことを、短距離の交通手段が、徒歩からバスに代表される公共交通機関に、そしてさらに、マイカー利用へと変遷していくことを例にとりて説明してみたい。

(1) 今、ある人物が4 km 先に移動したいと考えていたとする。この時、①この距離を徒歩で行くとすれば1時間要し、②バス（このバスには平均して10人の乗客が乗っているとす）に乗れば1/5時間を要し、また、③マイカーを利用すれば1/10時間を要するとしよう。この3つの代替的手段（「代替財」）の選択について、歴史法則はある傾向性・方向性を持つであろうか。このことを

第1表 生産性上昇の交通手段への影響

A	B	C	D	E	F	G
時間	時間賃金	バス運賃 ($\frac{1}{5}$ 時間の人件費 $\times\frac{1}{5}$ + バス製造費)	マイカーの製造費	歩く場合の機会費用	バスに乗る時の全費用 (バス運賃 + 機会費用)	マイカーで行く時の全費用 (マイカー製造費 + 機会費用)
t_0	250	405 (5+400)	800	(250)	455 (405+50)	825 (800+25)
t_1	250	105 (5+100)	200	250	(155) (105+50)	225 (200+25)
t_2	250	30 (5+25)	50	250	80 (30+50)	(75) (50+25)

第1表を用いて検討してみよう。

まず、表の左端のA欄は $t_0 \rightarrow t_1 \rightarrow t_2$ という時間の経過を表わしているが、ここの時間の経過の単位は数十年（たとえば50年）程度を想定しており、国民経済全体の平均的労働生産性が4倍となるような単位として仮に考えよう。この時、時間賃金を一定とし、かつ社会的平均労働分配率が変化しないとすれば、諸労働生産物の価格は一期時間が経過する毎に1/4になることになろう。このことを、第1表では、時間賃金が250円で一定、乗客1人4km乗車当たりのバス製造費（バス製造費÷平均乗客数÷総走行距離×4km）が t_0 期に400円、4km乗車当たりのマイカー製造費（マイカー製造費÷総走行距離×4km）が t_0 期に800円であると想定し、 $t_1 t_2$ 期と進むにしたがって、バス製造費とマイカー製造費が毎月1/4減するとした。（C欄、D欄）

ただし、ここで一つ問題となるのは、マイカー利用に直接必要な費用はマイカーの製造費だけで済むものの（燃料費等は捨象）、バス利用の場合にはバス会社社員の人件費分も利用者が運賃として支払わなければならないということである。第1表においては、バスの平均乗客数を10人と仮定し、またバス会社社員を運転手のみで代表させ、その時間賃金も社会的平均的な時間賃金250円と同一であると想定した。この時、乗客が4Km乗車する1/5時間の運転手の

賃金は $250 \times 1/5 = 50$ 円となり、それを乗客 10 人で支払うとすれば 1 人当たり 5 円の人件費を支払えばよいことになる。そして、その結果、人件費+バス製造費で構成されているところのバス運賃は t_0 期に $5 + 400 = 405$ 円となる、これが C 欄に示されたバス運賃である。

ところが、実は、こうした 3 つの交通手段の最終的な「便利さ」あるいは「合理性」は以上のような直接的な費用だけでは測れない。なぜなら、3 つの交通手段によって消費される「時間」の長さが異なるからである。たとえば、歩く場合、直接的な費用はゼロであるが、これによって費した 1 時間という時間には、「もし働けば 250 円を手に入れることができた」という価値 (250 円) があつた。だから、「歩く」(=「働く時間を失う」) ということは、250 円という 1 時間相当分の所得を放棄したことになり (「放棄所得」)、その意味でそうした所得を得る機会を費用として支払ったと同じことになる。こうした「費用」は「機会費用」と呼ばれるが、歩く場合のそれは 250 円ということになる。また、バスに乗る場合には $1/5$ 時間かかり、マイカーで行く場合には $1/10$ 時間かかると想定しているから、それぞれの「機会費用」は、 $250 \times 1/5 = 50$ 円、 $250 \times 1/10 = 25$ 円となる。

したがって、3 つの交通手段の全費用、すなわち、直接的費用+機会費用の合計額が問題にされなければならないが、それらは表中の E 欄、F 欄、G 欄で示されており、この 3 欄の比較によって、各期における最も「合理的」な交通手段を見つけることができる。そして、その結果は t_0 期においては歩くことが、 t_1 期においてはバスが、 t_2 期においてはマイカーが最も「合理的」(つまり、最も「費用」がかからない) ということになる。もちろん、人々はこうした「合理性」の規準だけで交通手段を選択するわけではなく、このモデルは極めて粗いものである。しかし、社会的な大量現象としての交通手段の変遷の方向性を見るかぎりでは、基本的に現実の観察とも一致をしており、その方向が生産力発展という歴史的必然によってもたらされたそれ自体歴史的必然となることが示されているといえよう。

(2) 以上のような交通手段の変遷の法則を、数値例によってではなく、より

一般的な数学的理論モデルによって示すこともできる。今、それぞれ3つの交通手段の費用を C_W , C_B , C_C で表わし、一定の賃金を W , O 期におけるバスとマイカーの「一人当たりの」価格を αW , βW , 社会の一般的労働生産性上昇率を μ とおくと, C_W , C_B , C_C は次のように表わせる。

$$C_{W,t} = W \tag{1}$$

$$C_{B,t} = \frac{W}{50} + \frac{\alpha W}{\mu^t} + \frac{W}{5} = \left(\frac{11}{50} + \frac{\alpha}{\mu^t} \right) W \tag{2}$$

$$C_{C,t} = \frac{W}{10} + \frac{\beta W}{\mu^t} = \left(\frac{1}{10} + \frac{\beta}{\mu^t} \right) W \tag{3}$$

ただし、時間 t は O 期から始まると仮定し、いうまでもなく、 $\mu > 1$ (技術は進歩する)、また、常識的に $1 < \alpha < \beta$ (「一人当たりの」マイカー製造費はバス製造費よりも高く、十分古い時期には、「一人当たりの」バス製造には1時間をこえる労働が必要であった) もとする。さらに、(2)(3)式の $11/50$, $1/10$ という数字をより一般的に h , k ($h > k > 0$) とおけば、

$$C_{B,t} = \left(h + \frac{\alpha}{\mu^t} \right) W \tag{2'}$$

$$C_{C,t} = \left(k + \frac{\beta}{\mu^t} \right) W \tag{3'}$$

となる。この時、

$$C_{W,0} = W, \quad C_{B,0} = (h + \alpha)W, \quad C_{C,0} = (k + \beta)W$$

であり、仮定により $1 < \alpha < \beta$ だから

$$C_{W,0} < C_{B,0}, \quad C_{W,0} < C_{C,0}$$

つまり、初発=生産力が十分低い時期においては、「徒歩」が最も合理的な手段であり、さらに $h - k < \beta - \alpha$ という十分ありそうな仮定をつけ加えれば、 $C_{B,0} < C_{C,0}$ となり、結局、生産力が十分低い時期においては、「徒歩」「バス」「マイカー」の順に合理的となる。

ところが、逆に、生産力が十分高い段階においては、これらの順序が全く逆転する。というのは

$$\lim_{t \rightarrow \infty} C_{W,t} = W$$

$$\lim_{t \rightarrow \infty} C_{B,t} = hw$$

$$\lim_{t \rightarrow \infty} C_{C,t} = kw$$

かつ、 $h < k < 0$ で、さらに常識的に $1 > h$ ($h = 1 \times (\text{歩行速度} / \text{バスの速度}) \times (1 + 1 / \text{バスの平均乗客数})$) であるから、

$$\lim_{t \rightarrow \infty} C_{W,t} > \lim_{t \rightarrow \infty} C_{B,t} > \lim_{t \rightarrow \infty} C_{C,t}$$

となるからである。

したがって、この理論モデルの結果によっても、人間社会の交通手段が「徒歩」から「バス」や「マイカー」へ、おそらくは、「徒歩」→「バス」→「マイカー」という順で変化していく法則が確認できよう。

(3) 以上に見た交通手段の変遷の問題を社会的生産様式全般の問題に再び引き戻せば、社会的分業の発展＝市場の発展深化の問題として処理できる。なぜなら、「徒歩」とは「自分の体を移動させる」という仕事を自分でやってしまうという意味での自給自足であるのに対して、「バス」や「マイカー」では「運賃」や「自動車購入費」という形での金銭関係＝市場の商品取引関係が入って来ているからである。また、さらに、「バス」の場合にはバス運転手の労働が乗客＝消費者に対してより直接的に表われるのに対して、「マイカー」の場合に消費者が購入する労働ははるかかたの自動車工場の中に隠れていることにも注目をしたい。これは、社会的分業がただ単に広まる（「徒歩」→「バス」）ばかりではなく、深まる（「バス」→「マイカー」）ことを示しているように思われるからである。

それでは、なぜ、このような変遷が必然化するものであろうか。以上の推論から明らかのように、その理由の最大のもは、生産力発展による生産物（「バス」「マイカー」）の価格低下である。また、このため、ここで「不変」と仮定をした時間賃金（賃金率）は相対的に高くなり、その結果、移動に時間のかかる交通手段の「機会費用」が上昇し、「徒歩」と「バス」が順次「マイカー」に対して割が合わなくなっているのである。さらに、「バス」の場合の運転手という直接労働の生産性を上げることが不可能（必ず1/5時間の直接労働を要する）

なため、「バス」が「マイカー」に比して「合理性」を減じているのである。つまり、要するに、「モノ」の生産性が上昇する中でも時間賃金が下落しないこと、「モノ」に比して「人間」の社会的評価価値が相対的に上昇することが、こうした市場発展の原因なのである。

このように述べると、マルクスの「相対的剰余価値の生産」の論理と違うのではないか、という反論があるかも知れない。たしかに、マルクスは『資本論』第1巻第4篇の「相対的剰余価値の生産」のところで、生産力発展＝労働生産性の上昇は消費財価格の低下を招き、それが貨幣賃金率の低下と結びつくことによって、生産性上昇以前にはなかった新しい剰余価値が生まれることを示している。しかし、このことから、社会的生産性の向上部分が現実にも労働者に全く帰属しないと考えることはできないであろう。たとえば、日本のこの間の労働分配率（雇用量所得／国民所得）も、『昭和55年基準改訂 国民経済計算年報』によれば、1965年の57.3%から1983年の70.2%というように、明らかに上昇しており、少なくとも「生産性上昇に添って低下」というものではないことは明らかである。

実際のマルクスの賃金論も「生産性上昇に添って低下」というような単純なものではなかった。マルクスは述べている。

「商品交換そのものの性質からは、労働日の限界は、したがって剰余労働の限界も、でてこないのである。資本家が、労働日をできるだけ延長しようとするとき……かれは買手としての自分の権利を主張するのである。他方、……労働者が労働日を一定の正常な長さに制限しようとするとき、かれは売手としての自分の権利を主張するのである。だからここでは一つの二律背反が生ずる。つまりどちらも等しく商品交換の法則によって保証されている権利対権利である。同等な権利と権利とのあいだでは暴力が³⁹⁾ことを決する。」

この叙述は直接的には「労働日」のことを述べているが、この論理を賃金決定の問題に延長してもそう不自然ではなからう。

ところで、そこでは当然、労働者（そして社会全体）の人権意識の発達程度が、労働者の側の「力」を決することにならうが、その「人権」意識自体が市場の発展による「個人」の確立と相たずさえて発展することを思いおこさねば

ならない。つまり、言いかえれば、「市場の発展」→「人権意識の発達」(=ヒューマニズムの発展)→「賃金の上昇」→「市場の発展」→……という相互促進作用が働いているのである。したがって、ここでは、生産性上昇の賃金へのはねかえりゼロといったことは現実にはありえないということだけではなく、「市場の発展」が「賃金の上昇」を媒介として含む以上それが「人権意識」「ヒューマニズム」と表裏一体の関係にあるということをも確認しておけよう。一部には「市場」=「非人間的」というようなイメージが流布されているが、事実は全く逆に「市場」こそが「人間的」なのである。

ただし、ここで「ヒューマニズム」や「人間性」といったものを問題としたからといって、倫理的立場から「市場の発展」を導こうとしているわけではない。先の説明で明らかなように、3つの代替財のうちどれが最も「合理的」か、という問題として市場の発展を述べているのであって、その意味では完全に没倫理的な「経済合理性」ないし「利己心」のみが基準になっているのである。⁴⁰⁾「歴史発展の本源的な衝動力は人間の利己心である」というアダム・スミスやマルクスの唯物論的命題の延長上で、「人間性」や「人権」といった倫理的な問題が登場するという一種のパラドックスが存在しているのである。

なお、最後に、現在急速に進行している「サービス化」と呼ばれる現象も、実は労働の社会化、市場の発展そのものであることをつけ加えておきたい。なぜなら、「サービス化」の一半を形成する「対事業所サービス」の増加は、諸企業が自らの企業内で行っていた様々な部分業務を外注化することによって起こっているからであり、これ自体、「昨日まではまだ同一一人の商品生産者の多くの機能のうちの一機能だったある一つの特殊な作業が、あるいは今日はこの関連から切りはなされ、独立化して、まさにそのゆえにその部分生産物を独立の商品として市場に送ること」⁴¹⁾すなわち企業内での自給自足の解体=市場への一層の包摂にほかならないからである。また、「サービス化」のもう一半であるところの「対家計サービス」の増加は、まさに言うまでもなく、保育所や外食産業やクリーニングといった家族共同体内業務の社会化=市場化そのものであるからである。とにかく、理論的にも、実証的にも市場の発展は不可避

である。こうした歴史的必然的傾向と無関係に社会を論じることはできないのである。⁴²⁾

- 1) 山口正之『近代経済学と史的唯物論』新日本出版社、1981年、300ページ。
- 2) F. Engels, *Ludwig Feuerbach und der Ausgang der klassischen deutschen Philosophie*, 1886, MEW, Bd. 21, S. 300. (邦訳『マルクス＝エンゲルス全集』第21巻、305ページ)
- 3) F. Engels, *ibid.*, p. 300. (邦訳 306ページ)
- 4) 作田啓一『個人主義の運命』岩波書店、1981年、103ページ。
- 5) 『『市場』の概念は社会的分業……の概念と、まったく不可分である……。『市場』は、社会的分業と商品生産が出現するところで、またそのかぎり、現われる。』(レーニン「いわゆる市場問題について」1937年、レーニン全集第1巻、大月書店、96ページ)。
- 6) 「資本主義社会では、生産の増大は(したがってまた『市場』の増大は)、……これが主たるものであるが——技術の進歩によっても進行しうるのである。」(レーニン、前掲書、84—85ページ)。

「市場の大きさは社会的労働の専門化の程度と不可分に結びついている。……ところでこの専門化は、それ自身の本質そのものからして——技術の発展とまさに同様に——際限がない。」(レーニン、前掲書、96—97ページ)。

- 7) こうした「共同体から近代市民社会への移行という、世界史認識の基礎視座」を先駆的に強調したのは、平田清明である。(『市民社会と社会主義』岩波書店、98ページ) ただ、この「近代市民社会」は「資本主義」とは異なる独自の生産様式ではなく、資本主義の重要な一側面にすぎない。したがって、「資本主義」の「近代市民社会」としての側面と「資本一賃労働関係社会」としての側面とをどう統一的に捉えるかが課題となるが、この点は本稿後段、および拙稿「古典派経済学、近代経済学と『資本論』」基礎経済科学研究所編『『資本論』からみた現代の労働と生活』昭和堂、近刊参照。また、平田に対する同様の批判としては、林直道『史的唯物論と経済学』大月書店、1971年、第3章、見田石介「平田清明氏はマルクスをいかに『発見』するか」『見田石介著作集第5巻 マルクス主義経済学の研究』大月書店、1977年などがある。

なお、歴史発展の中での「共同体意識」から「個人意識」への進化は、石井伸男『社会意識の構造』青木書店、1986年、第6章等においても詳しく論じられている。

- 8) K. Marx, *Grundrisse der Kritik der Politischen Ökonomie (Rohentwurf), Anhang 1850—1859*, Berlin, 1953, p. 131 (高木幸二郎監訳『経済学批判要綱 I』大月書店、138ページ) 参照。

- 9) K. Marx, *Einleitung zur Kritik der Politischen Ökonomie*, in MEW, Bd. 13 (『マルクス・エンゲルス全集』第13巻, 611ページ).
- 10) K. Marx, *Grundrisse der Kritik der Politischen Ökonomie 1857-1858*, Berlin, 1953, p. 6.
- 11) K. Marx, *ibid.*, p. 6.
- 12) 池上惇『情報化社会の政治経済学』昭和堂, 5—6ページ, 参照。
- 13) 池上惇「人間の全面発達と現代経済学」『講座現代経済学Ⅰ』青木書店, 1978年, 200ページ。角田修一「生活様式の経済理論」森岡孝二・角田修一編『講座構造転換Ⅳ, 経済学の新展開』青木書店, 117ページ。
- 14) 「戦後の一連の民主的改革は, 前近代の人間関係の法律的強制の多くを取り除いた。しかし, それは, 当然のことながらすぐさま習慣と伝統の力を廃絶するところまでいくことはできなかった。……高度経済成長の嵐のような進行とともに過剰な農業労働力は奔流のスピードで都会で雇用される『自由な賃金労働者』に転化していき70年代初期には自営農民のプロレタリア化はほぼ完了する。『豊葦原瑞穂国』の稲作ゲマンシャフトは最終的に解体する。だが, この過程が同時に小農民的ピエテートが大量急激に近代経営のなかに流入する過程となることも避けられなかった。こうして, 伝統的な共同体志向は, 近代的官僚制とは異質な日本的な企業一家主義として新しく再生産される社会的基盤がたしかに存在していたということが出来る。」(山口正之「集団主義と個人主義」立命館大学産業社会学部編『現代社会と社会科学』1980年, 73ページ)。
- 15) 芝田進午は, こうした「自由な個性」の発展を, 「労働者階級の発展水準」の重要な指標として提起している。芝田進午「労働者階級論の問題点と課題——『労働者階級の発展水準』の概念をめぐって——」『経済科学通信』第40号, 1983年11月参照。
- 16) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. I, in MEW, Bd. 23, S. 422 (邦訳『資本論』第1巻第1分冊, 大月書店, 521—2ページ) 参照。
- 17) J. Plamenats, “Liberalism”, in *Dictionary of the History of Ideas*, ed. by P. P. Wiener etc. (『自由主義』, 田中治男訳『個人主義と自由主義』平凡社, 1987, 116ページ)。
- 18) J. Plamenats, *ibid.*, 邦訳 116—7ページ。
- 19) 個人(あるいは個別行為主体)の自律的な決定「能力」が「自由」の前提条件であることは, <情報過多>と呼ばれる現象とも関わりが深い。なぜなら, 個別主体の情報処理能力が備わっている限りにおいて, 情報がより多く提供されることは望ましいことにほかならず, また, その能力を越えた情報の「氾濫」は, 情報の他者による選択への依存(=他律)をもたらさざるを得ないからである。こ

の点は、たとえば、今井賢一、前掲書、170ページ参照。

また、「消費者の目が確かなものになり（理性）、また選択の範囲が急速に広がり始めた（個性）」ことによって、企業の販売戦略に消費者が左右されないようになった（自律性）こと、さらに、フランチャイズ各店の経営能力の向上がその本部の集権的指導を不合理なものにすることも、「理性的な」（あるいは「個人的な」）各人の「能力」と「自由」「自律」との相互作用の一例である。この点は、田中直毅「指導の拒否から操作の拒否へ」『エコノミスト』1985年12月3日、同「非管理への消費主導、分権化」『エコノミスト』1985年、12月10日、参照。

- 20) 合理的期待派の簡単な入門書としては、志築徹明・武藤恭彦『合理的期待とマネタリズム』日本経済新聞社、1981年、がある。また、G. W. Nutter, *Political Economy and Freedom*, Indianapolis, 1983, p. 46 も同様の議論を展開している。
- 21) K. Marx, *op. cit.*, pp. 443-4, pp. 511-2 (邦訳, 550ページ, 634—5ページ) 参照。
- 22) 山口正之は、人間理性の発達による共同体の解体を、より直接的に次のように捉えている。すなわち「外部環境としての自然の支配への隷属からの人間の解放（自然制御能力としての理性の発揮のこと——引用者）の発展段階は、そのまま、自然成長的に形成された共同体集団への無自覚な埋没からの個人の自由の発展段階であり、いいかえれば、諸個人が自らの社会的結合の奴隷の地位から主体の地位へと移行するまでの発展段階、である。」（山口正之、前掲書、203ページ）
- 23) 以上の叙述は、今井賢一『情報ネットワーク社会』岩波書店、1984年、120—2ページ、宮沢健一編『高度情報社会の流通機構』東洋経済新報社、1986年、第4章、流通問題研究会『情報ネットワーク社会の流通機構——連結の経済性を求めて——』、1986年、宮沢健一「産業社会、『連結の経済性』追求」『日本経済新聞』1986年9月11日、等によっている。なお、こうした「情報化」をその重要な要素とした「第3の波」によって人間の労働が多様化、異質化、個性化することを強調したポスト・セラーとしては、A. Toffler, *The Third Wave*, New York, 1980（鈴木健次郎訳『第三の波』日本放送出版協会、1980年）がある。
- 24) 今井賢一、前掲書、104—5ページ。
- 25) 終身雇用制の弱化とそれによる競争原理の強化については、加藤寛『日本の経営は崩壊するか？』P H P 研究所、1985年、第5章などが展開している。
- 26) R. K. Merton, *Social Theory and Social Structure*, Chap. 4, New York, 1949（森東吾・森好夫・金沢実・中島竜太郎訳『社会理論と社会構造』みすず書房、1961年）。
- 27) 井原哲夫（「“勝手”認める豊かな社会を」『日本経済新聞』87年3月28日）は、

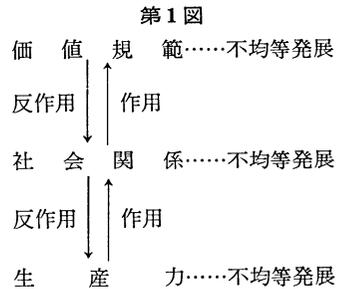
人々の「私」＝個人を尊重する価値観は、サービス消費に対する「需要の時間的平準化」を通じて、交通機関や道路などの社会資本ストックの効率的利用を実現すると主張している。これも、時間軸における消費の多様化（文化目標としての消費の時間選好の多様化）による社会の安定化作用の一種と理解することができよう。

- 28) 仲村祥一『社会体制の病理学』汐文社、1967年、201ページ。
- 29) 仲村祥一、前掲書、191ページ。
- 30) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. I, in MEW, p. 514 (邦訳『資本論』第1巻第1分冊、大月書店、637ページ)。
- 31) 山口正之『社会革新と管理労働』汐文社、1975年、28ページ。
- 32) K. Marx, *Theorien über den Mehrwert*. 2. Teil, p. 111 (邦訳『剰余価値学説史』大月書店、全集版、143ページ)。
- 33) В.И. Ленин, *К Характеристике Экономического Романтизма*, 1897, (邦訳『経済学的ロマン主義の特徴づけによせて』大月書店、国民文庫版、122-3ページ)。
- 34) 今井賢一、前掲書、193ページ。
- 35) 石井伸男、前掲書、223ページ。
- 36) K. Marx & F. Engels, *Die deutsche Ideology*, 1845-46, in MEW, Bd. 3, p. 67 (真下他訳『ドイツ・イデオロギー』大月書店、全集版、63ページ)。
- 37) 山口正之『現代社会経済学』青木書店、1984年、332ページ。
- 38) 水田洋『近代思想の展開』新評論、1976年、82ページ。
- 39) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. I, 1867, in MEW, Bd. 23, p. 249 (岡崎次郎訳『資本論』第1巻、大月書店、全集版、305ページ)。なお、置塩信雄の賃金の上限下限論(置塩信雄『蓄積論(第二版)』筑摩書房、1976年、第1章)も、最終的な賃金決定を上限と下限との間での労使の力関係による決定と考えている。
- 40) R. Pascal, "Property and Society", *Modern Quarterly*, vol. 1, 1938 (水田洋訳「財産と社会——18世紀スコットランドの歴史学派」水田洋『近代思想の展開』新評論、1976年所収) 参照。
- 41) K. Marx, *op. cit.*, Bd. I, p. 121 (邦訳、141ページ)。
- 42) レーニン「いわゆる市場問題について」のなかで、第Ⅰ部門(生産手段生産部門)の優先的發展と、同時に生じる第Ⅱ部門(消費手段生産部門)の發展を論じているが、この前者はまさしく「対事業所サービス」の成長を含み、後者は「対家計サービス」の成長を含んでいる。

II. 自由主義価値規範への2つの対応としての 「ポスト・モダン」と新自由主義

前節でみたように、生産力によって社会関係（人間の関係様式）が規定され、また逆にその新しい社会関係が生産力を発展させる、さらに、その社会関係は新しい価値規範を形成するが、その価値規範によって新しい社会関係が促進されるといった相互規定関係が見られる。そして、そうした相互規定性全体を通じて、生産力（技術）発展→社会（経済）関係発展→価値規範の発展という規定性が貫かれて、市場経済＝社会関係と個人主義的＝自由主義的価値規範が成長してきているのである。

ただし、この発展は多くの紆余曲折を伴った、したがって、「生産力」と「社会関係」と「価値規範」との間に地域的・個人的・時間的等々のズレを伴った、また、「生産力」と「社会関係」と「価値規範」のそれぞれがともに不均等な発展をとげるような形の発展でしかない。そして、ここに様々な社会現象を生み出すのである。



A. 市場秩序への個人的適応様式の諸類型

新しい自由な社会関係（市場的秩序）は、一般的法則的には自律的人格を形成し、それゆえ、個人主義的＝自由主義的価値規範を定着させるものであるが、新しい社会関係の発展の不均等性と、自律的人格の形成の不均等性は、他方で市場的秩序への個人的適応の様々な形態を生み出す。このことを、先のマーティンの「個人的適応様式の類型論」⁴³⁾を手がかりに考察してみよう。

先に見たように、共同体の解体によって、社会成員に対する一元的価値の押しつけはなくなり、各人が自らの趣味や嗜好や美意識なり、要するに「個性」

を持つこと、自分自身の文化的価値観を持つことが求められるようになる。そして、まさに、こうした「文化的自由」こそが「個性」が発展する条件であり、また、その「個性」をいわば「強制的」にも促進させる手段なのである。しかし、このことを逆に言えば、「個性」の発展の後に「文化的自由」が克ち取られるのではなく、「文化的自由」の方が先立つのであるから（多くの場合はそうである。）、自分自身の文化的目標（個性）を充分持ち合わせない人々は共同体的ではない別の「文化的」目標を他者から手っとりばやく受け入れる以外に方法がなくなる。これ自身が一種の「自由からの逃走」であるが、現実の競争社会の下で、こうした発想で一般に受け入れられる文化的目標は、金銭＝物的富である。

もちろん、各人の「個性」の発展は不均等に発展するものであるから、個性的・自律的な個人がいる分だけ、こうした貨幣的目標は社会一般の文化的目標とはならない。しかし、より未成熟なある歴史的発展段階においては、貨幣的目標は「社会一般に承認された文化的目標」（マートン）になる。そして、この場合、そうした目標を追求するために社会一般が承認を与えるような手段（「制度的手段」（マートン））の存在も想定されよう。この時、この「文化的目標」と「制度的手段」にどのような態度をとるかによって、「個人的適応様式の類型」が区別されるというのがマートンの議論である。

マートンによる「5つの適応類型」を図示すると第2表のとおりとなる。表中の(+)は「承認」、(-)は「拒否」、(±)は「一般に行なわれている価値の拒否と新しい価値の代替」⁴⁴⁾を表わしている。

第1類型は「文化的目標ならびに制度的手段への同調」を示すもので、比較的自らの致富欲を規範的手段によってもそれなりに満たすことのできる階層に多く見られる。しかし、こうした貨幣欲が極めて強いにもかかわらず、それを規範的手段によって実現できない場合、もしくは、その貨幣欲が強すぎるために「目標達成の仕方や手段を律する制度的規範を内面化しないとき」には、

第2表 個人的適応様式の類型論

	適 応 様 式	文化的目標	制度的手段
I	同 調	+	+
II	革 新	+	-
III	儀礼主義	-	+
IV	逃避主義	-	-
V	反 抗	±	±

制度的手段を無視（拒否）した文化的目標の追求という第2の適応類型が見られることになる。

ただし、この場合と同じく規範的な手段を用いては文化的目標を達することができないような場合にも、制度的手段に対する規範的意識だけは強いような時には、制度的規範の固守の下で文化的目標（ここでは致富）を放棄するという第3の儀礼主義が発生する。そして、ありうる第4の類型（逃避主義）は、「正当な手段ではつねに目標に近づきえず、また内心の禁止によって不当な手段を用いえない」場合に、「逃避」という形で致富という文化的目標も制度的手段もともに放棄するというものである。また、最後に、「制度体系が正当な目標達成の障害をなすと考えられる場合には」、「その環境をなす社会構造から逸脱して、新しい全く一変した社会構造を実現しようとする」第5の類型（反抗）がある。

したがって、総じて、「個性化」「多様化」がまだ不十分な下での、単一化した文化的目標としての致富・貨幣追求は、一方では、第Ⅰ・Ⅱ類型において「承認」されながら、他方では、第Ⅲ～Ⅴ類型において「拒否」ないし「代替」されることになることがわかる。また、もしそうであれば、この時、そうした貨幣追求を「自由」に行なわせる秩序としての「自由競争」や「市場秩序」も、Ⅰ・Ⅱ類型で「承認」されながら、Ⅲ～Ⅴ類型まで「拒否」「代替」されることになろう。要するに、言い古された言葉でいえば、「勝者」ないし「強者」による「自由」の肯定と、「敗者」ないし「弱者」によるその否定といった現象が生起するのである。

この後者の反自由主義につながる立場も、「競争社会」の現実の姿の下である「合理性」を持っている。なぜなら、各社会成員は資本家であったり労働者であったりする、またあるいは、富者であったり貧者であったりする。自由な競争の結果としての貧富の別（結果の不平等）ではなく、競争のスタート時点でのその差はまさに競争条件の不平等（機会の不平等）であり、そうした社会的条件の下での「自由」や「競争」は最初から与えられた不平等を再生産するのみであり、貧者・弱者はどうしてもその目標に近づけない。そうであれば確かに

「自由」や「競争」は無意味で無慈悲なものでしかなくなるのである。

しかし、だからといってここで「自由」や「競争」の一般的否定に走るのは早計である。なぜなら、上述のような「自由競争の失敗」が生じる前提には、 \langle 競争条件の不平等 \rangle とともに \langle 文化的目標の一元性 \rangle （ここでは貨幣的目標）がなければならなかったのであって、その克服によって「自由」や「競争」が「無意味」でも「無慈悲」でもない、合理的なものとなるからであり、また、その克服自体も「自由」の下でのみ発展する「個性」「自律性」によって行なわれるものであるからである。さらに、競争条件の不平等も、実は、個人の家族からの「不自由」を前提条件としている。この点については、後の第Ⅲ節で再び述べる。

前節でも、文化的目標の一元性は社会的アノミーを生じさせることを述べたが、その克服も「自由な社会関係」や「自律した個人」によってのみなされるものであった。「自由」はその未成熟さの下ではアノミーを発生させるが、その克服もまた「自由」によって行なわれるのである。

B. 「ポスト・モダン」と新自由主義

ともかく、上述のように、自由主義的＝個人主義的価値規範は一直線に拡大再生産されるものではなく、その「拒否」と「承認」をともにたずさえて発展するものである。そしてまた、現代の2大思想潮流であり、新しい経済学を2分する流れでもある「ポスト・モダン」と新自由主義はその両者の代表であると思われるのである。

「ポストモダン」は前稿（「近代経済学の動向と『ポスト・モダン』」）でも述べたように、「自由主義」＝「個人主義」を相対化し、とりわけ「伝統」や「慣習」といったものを重視する「保守主義」の一形態である。そういう文脈で自由主義的＝個人主義的価値規範への拒否が主張されているのである。

その前稿では、「ポスト・モダン」を「自由からの逃走」として位置づけたが、今やその規定は一段と深められている。なぜなら、第1に、すでに触れたように、文化的目標の一元化は、各人が自律的に各人個有の文化的目標を選択

・設定できないという条件の下では、他者の（あるいは社会一般に通用している）文化的目標への自己同一化＝依存とならざるを得ないからである。（前節B(3)参照）その意味で目標を自分で決める自由が自発的に放棄されているのである。そしてまた、第2に、マーソンの個人的適応様式の第Ⅲ・第Ⅵ類型も、何らかの目標に向かって自由に進むこと自体を放棄した、無気力な適応様式であるから、そういう形での「自由」や「競争」からの逃走と考えられることができる。

また、そうして「自由」から逃走する、概して文化的目標に達することのできない人々は、「自分の窮地をもっと神秘的、非社会学的な原因に帰する」⁴⁵⁾という傾向が生じやすい。なぜなら、「失敗者、とくにその真価や努力に比して報酬がえられない失敗者にとっては、幸運論は、失敗しても自尊心を保たしめるという心理的機能を果たしている」⁴⁶⁾からである。こうして、反自由主義的潮流の中に、「運命、チャンス、幸運の働きを強調」する「神秘主義」が入り込む余地が生じるのであるが、まさに「ポスト・モダン」の神秘主義・非合理主義の一つの基礎と想定できる。

一方の新自由主義は、自由主義的＝個人主義的価値規範を支持する立場である。実際、その創始者の多くが、ナチス・ヒトラーの狂暴な全体主義によって思想の自由を奪われた（ユダヤ人は生存の自由さえ奪われた）という個人的体験をその思想の出発点としているだけに、国家権力への徹底した敵意＝反権力の姿勢⁴⁷⁾、したがって強力な自由への希求性を持っている。そして、だからこそ、ヒトラー・ナチスの全体主義よりは「自由」なはずのケインズ主義やコーポラティズムに対してさえ、その中に潜む「反自由」の側面・権力性を鋭くえぐる⁴⁸⁾ことができたのである。

たとえば、彼らの「福祉国家」に対する批判も、世の政治家諸氏のように「財政赤字が増える」式の無思想なものではなく、どちらがより個人の「選択の自由」を保障するか、というはっきりした思想的立場から主張されたものである。フリードマンは、年金の強制加入制に反対して次のように述べている。

「われわれのうち自由を信奉する者は、個人が自分の過ちを犯す自由をも信奉しなければならない。もし人が知っていながらその日暮らしの方を好み、故意に貧乏な老

後を選択して、自分の資力を現在の享楽に使うほうを好むならば、どんな権利によってわれわれは彼がそうするのを妨げるのか。われわれは彼と議論して、彼が間違っていることを納得させようとしてもよいが、しかしわれわれは強制を用いて、彼が自ら選んでしようとすることをさせないようにする権利があるだろうか。彼が正しくて、われわれが間違っているという可能性がいつでも存在するのではないか。⁴⁹⁾

すなわち、年金の強制加入の根拠は、国民の近視眼的貯蓄態度を前提とした「温情主義的干渉主義」にあるのであるが、それは、各人が自由に生活設計を選ぶ権利の侵害にはかならない、という考え方である。そして、こうした考え方は、各人の選好を尊重するという点で「個性」重視の立場であり、また、実際にはある程度の各人の生涯生活設計能力に信頼を置いているという点で「理性」重視であり、最後に、そうした「個性」と「理性」への信頼の上に国家権力の強制手段を排除しているという点で「自由」「自律性」を支持する立場である。彼らの見解が、「個性」「理性」「自律性」を3要素とする個人主義、したがって自由主義価値規範をベースにしているというのは、こういう意味においてであり、「個性」「理性」「自律性」を重視する立場からの権力概念の拡張が行なわれているのである。旧来の近代経済学の通説では「公的福祉制度」を非権力的なものとして位置づけられていたが、その権力性を暴露したのはマルクス主義であった。それにも通ずるような反動力、反官僚主義の一面が新自由主義⁵⁰⁾の思想に存在するのである。

新自由主義には、人種差別や政治的差別に対する鋭い批判としての側面もある。ここでも、新自由主義の創始者たちの多くが、ナチス・ヒットラーによるユダヤ人差別や政治的差別の被害者であったという歴史的事実が、強く影響を与えている。そして、彼らが「自由市場」を支持する理由もまた、そうした反差別の思想にあるのである。フリードマンによれば、「パンを買うひとはそれが白人の栽培した小麦から作られたのか、あるいは黒人の栽培した小麦からなのか、キリスト教徒なのか、それともユダヤ人のかといったことを問題にしない。」⁵¹⁾ そういう「経済的効率性を個人の他の諸特性から切り離そうとする経済的誘因」が自由市場に存在するからこそ、経済的自由＝自由市場体制を彼らは

支持するのであって、必ずしも経済的自由だけが自己目的となっているのではない。だからこそ、彼らはマッカーズムという共産主義者への差別にも反対したのである。⁵²⁾

また、新自由主義は自由な競争秩序に対する信奉者でもあるから、産業独占に対する鋭い批判者でもある。「あらゆる独占形態を通じて、独占の源泉のもっとも重要なものは『直接間接の政府の支持』」であるとするフリードマンの反独占論は、基本的には企業に対する政府の各種保護政策の撤廃としてのみ主張されるが、⁵³⁾フリードマンに先立つ新自由主義者のサイモンズは、徹底した反独占の立場から企業分割をも主張している。⁵⁴⁾そして、現代の新自由主義者の中でも、たとえば、スティグララーも1回限りという限定付きの大企業分割論をとっているということ、⁵⁵⁾また、ナッタが反トラスト規制に積極的であること、⁵⁶⁾等は注目されるところである。

ただし、そうした新自由主義も、その創設者たちの時代から徐々にその後継者の時代に移りつつある。そして、その後継者たちは、ナチス・ヒットラーを体験したわけではなく、前節で見たような全体的傾向的な社会関係の変化の下で、自由主義的＝個人主義的価値規範を持つに至った人々である。現代の新自由主義はまさにそうした人々によって日々創造と修正を繰り返されているものであって、そうであれば、もちろん、反全体主義や反権力、反差別といった側面以外の諸側面をもたずさえてきている。

実際、前項で見たように、この現実の競争社会の下で「自由」や「競争」を肯定的に見る人々は、「勝者」や「強者」に多い。そして、そうした者たちが、その自分の「勝利」(＝文化的目標への接近・到達)の原因を自らのそもそもの有利な条件に見いだそうとせず、自らの努力に帰因するものと考えたがる。そういう心理的傾向も容易に推測される。つまりは、そういった極めて不十分な社会心理・社会意識に支えられていることも忘れてはならない。次節では、この新自由主義の不十分性を詳しく検討するが、結局はそれは上述の不十分な社会意識の反映なのである。

43) R. K. Merton, *op. cit.*, Chap. 4, Sec. 2.

- 44) マートンの5類型は, R. Dubin, "Deviant Behavior and Social Structure: Continuities in Social Theory", *American Sociological Review*, vol. 24, no. 2, 1959 でさらに細かな分類が試みられている。
- 45) R. K. Merton, *op. cit.*, p. 147 (邦訳137ページ)。
- 46) R. K. Merton, *op. cit.*, p. 149 (邦訳138ページ)。
- 47) 「新自由主義の理論も, ……『小さい政府』(即ち特権の官僚やその機構の改革)といった形で, 現代の経済社会の寄生的階級を取り除くことこそ構造的改革の要点であるとみなしている。現代の如何なる経済理論もこうした社会の寄生物除去の視点をすえることなしに多少とも人々の共感をえることはできないのである。」(森岡孝二・林堅太郎・佐々木雅幸編『入門現代の経済社会』昭和堂, 1985年, 254ページ)。
- 48) 「その意味では最近の欧米における新自由主義およびマニタリズムの潮流は, 過去のコーポラティズムのもっていた危険な傾向を意識した結果であるということができようか。」(新野幸次郎「経済学におけるアトミズムとホーリズム」『国民経済雑誌』第148巻第6号, 1983年)。
- 49) M. Friedman, *Capitalism and Freedom*, Chicago, 1962, p. 188 (熊谷尚夫・西山千明・白井孝昌訳『資本主義と自由』マグローヒルブック社, 1975年, 211ページ)。
- 50) さらに一点つけ加えれば, 「新自由主義者」たちの「高福祉」批判はそれが依存心を高め, 人々の自立を脅すというものである。その意味でも, 「自立」(あるいは「自由」「自律」)が政策評価の基準となっている。たとえば, I. Kristol, "Skepticism, Meliorism, and *The Public Interest*", *The Public Interest*, 1985, Fall, や G. Gilder, *Welth and Poverty*, New York, 1981, Chap. 11 (斎藤精一郎訳『富と貧困』日本放送出版協会, 1981年)など参照。
- 51) M. Friedman, *op. cit.*, p. 109 (邦訳, 124ページ)。
- 52) M. Friedman, *op. cit.*, pp. 20-21 (邦訳, 23ページ)。
- 53) フリードマンの反独占論については, M. Friedman, *op. cit.*, Chap. 8, M. Friedman, 'Comment on "Survey of the Empirical Evidence on Economics of Scale"' by C. A. Smith, *Business Concentration and Price Policy*, 1955; reprinted in *Price Theory*, New York, 1963 参照。また, その手段のよいサマリーは, 大野忠男「シカゴ学派の自由主義」『季刊理論経済学』vol. XV, No. 2, 村上政博「シカゴ学派の勝利」『経済セミナー』1987年2月号, および同「米国独占禁止政策の潮流」『国際商事法務』Vol. 1, 14, No. 3, 4 で与えられている。
- 54) H. C. Simon, *Economic Policy for a Free Society*, Chicago, 1948 参照。
- 55) G. J. Stigler, "The Case against Bigness in Business" *Readings in Econo-*

mics, ed. Samuelson *et al.*, 3rd ed., New York, 1958 参照。

56) G. W. Nutter, *op. cit.*, p.22 参照。

Ⅲ. 不徹底な自由主義としての新自由主義

A. 不徹底な自由主義としての新自由主義

新自由主義は、その「小さな政府」論が示すように、極めて強い反権力の思想である。彼らの「経済合理性」への信頼も、自由な取引関係としての「経済」が他の一切の抑圧的諸関係を解体するものとしての信頼なのであるから、まさに古典派の革命的自由主義の現代的継承性を持っている⁵⁷⁾。

また、そのことは、前掲前稿「近代経済学の動向と『ポスト・モダン』」でも見たように、新自由主義が、「経済」の論理（自由主義＝個人主義）と、他の論理（民主主義や保守主義、独裁）との接点、相互緊張関係に注目していることをも意味する。その点で、新自由主義は「ポスト・モダン」と同じく、従来の狭義の「経済学」の殻を打ち破った新しいパラダイムなのである。

しかし、こうした新しく積極的な側面を持ちながらも、新自由主義もまた多くの問題点を持っている。そして、その問題点は、彼らの「自由主義」性にあるのではなく、その「自由主義＝個人主義」性の不足、不徹底性に存在する。そのことを詳しく見てみよう。

まず、「大きな軍事国家」を容認ないし推進する点が問題となろう。

フリードマンは、確かに、平和時の徴兵制には反対する⁵⁸⁾。しかし、「国防費を半分にする」であろう軍隊の民営化提案にまではいかない。すなわち、「国民の大半に負担してもらわなければ、われわれのできることといっても高が知られている」、「国民一人一人がみな国防費を負担しようという、個人的な動機は今のところまったくない」から、「国防は政府によって提供されなければならない⁶⁰⁾」というのである。ということは、国民が自由意志では支払いたくない「防衛費」を国家の権力によって強制的に支払わせようとしていることになる

が、これは明らかに、反自由主義的＝権力的な発想法の自己暴霧以外の何ものでもない。

実際、新自由主義は、voluntarism とも呼ばれるように、民間の慈善活動に強い信頼を置くものであったはずで、たとえば、自由の女神像の修理が民間の寄付で十分まかなえたことをもって、慈善活動からの政府の撤追を主張してきた。ところが、ここに来て、軍隊についてだけは反対の立場をとる。戦時ヨーロッパのパルチザンや、中国の八路軍、南ベトナムの民族解放ゲリラといった一種の「民間軍」の勝利という事実を忘れていいのか、それとも、米国に関するかぎり、権力による強制なしには国民は国を守ろうとしないことを認めるのか。もし後者であれば、多くの国民が守る意志を持たない「国」を、国家はなぜ強制的に「守らせる」権利を持つのか。この点では明らかに voluntarism の精神に全く反する主張がなされているのである。

新自由主義の「自由主義」が不徹底なことの第2の例証は、彼らの家族主義的性格にある。この典型例は、G・ギルダーやM・ノヴァクなどのサプライ・サイダー派の新自由主義者であり、彼らの「大きな政府」批判は、「社会保障の増額は家族の必要性を少なくし、父親の権威を解体するから望ましくない」という論法で行なわれている⁶²⁾。そして、また、そうした家族関係を維持するための道徳や家族内教育もが重視されることになり、さらには、ノヴァクにおいてはその本源的精神的保障としてカトリシズムの復権が主張されることにもなるのである⁶³⁾。

であるから、こうした立場は、道徳や宗教や家族共同体といったものを重視するという点で、極めて「保守主義」的な立場と言わざるを得ないが、この立場もが「新自由主義」の一翼として数えられるのには、特殊アメリカ的な事情がある。すなわち、「アメリカがヨーロッパのような伝統的社会を持たず、社会全体が自由と平等との原則によって成立っていた」こと、「ヨーロッパの保守主義のような守るべき貴族制や身分制はアメリカにはなかった」ことにより、「若し保安すべきものがあるとすれば、ヨーロッパの自由主義の諸原理とされ⁶⁴⁾た」という事情である。そして、その中では、「自助、自立、節約、勤労」を⁶⁵⁾

「アメリカ伝統の徳目」とし、⁶⁵⁾グレイザー⁶⁶⁾の言うように、「アメリカの民主主義および社会そのものの前提となってきたのは、個人主義であり、個人の自由と平等から出発するという原理である⁶⁷⁾」⁶⁷⁾、という考え方が定着をした。まさに、アメリカにおいては、自由主義をとなえることは、「アメリカの伝統」とそれを支えるキリスト教を「守る」ことでもあったのである。

確かに、「新自由主義」と総称される流れは、「自由」と「伝統」の同一性から、「伝統」と「道徳」「宗教」「家族」といったものの第一義的意義を強調するものばかりではない。たとえば、こうしたアメリカの伝統から離れた日本の「新自由主義者」で、後に述べる「完全自由主義者(Libertarian)」にも近いと思われる竹内靖雄は「個人が家族・家庭なしでも生きていける」ようになり、「『消費と感情の共同体』であり、結果として生殖の機能も果たしている」家族が解体することを肯定的に評価している⁶⁸⁾。しかし、G・ギルダーやM・ノヴァクの流れとは異なるM・フリードマンも、「われわれ自由主義者は、個人の、あるいはおそらく家族の自由を究極の目標とする⁶⁹⁾」と述べて、「家族」を「個人」と同列の、あるいはそれ以上のものとして位置づけている。また、個人々が親から受け継いだ生まれつきの「能力差」と、相続した財産の多寡とを区別することはできない、として、「家」を代々引き継ぐための「相続」をフリードマンが擁護している⁷⁰⁾という点では、やはり「家族主義」的側面を免濃く持っていると言わざるを得ない⁷¹⁾。「新自由主義」内のサプライ・サイダー派、すなわち、ギルダーやノヴァクらにいたっては、「新保守主義(Neo ConservatismあるいはNeoconservatism)」と通常呼ばれるのであるが、この呼称に示されるような「保守性」が「新自由主義」の端々に散在しているのである⁷²⁾。そして、このこともまた、「新自由主義」の「自由主義」=「個人主義」が不徹底とならざるを得ない一つの原因となっているのである。

さらに、新自由主義のこうした「共同体主義」が「企業主義」として展開されていることはなお重要である。とりわけ、「新自由主義」の中の「新保守主義」派においてそうした性格が強く、「企業」は「家族」「教会」「任意団体」「労働組合」とともに国家権力を制限する「仲裁構造」(mediating structure)として

高く評価されているのである。たしかに、たとえば、I・クリストルは、一面で「何よりも先ず政治的に物を見ることができず、成長や利益、効率といった経済的思考に浸りきっているために、『公共の利益』や民主主義の理念を逆なでし、自ら苦境に陥っている」「企業や経済人の現状に対してそれなりに批判的⁷⁴⁾」である。しかし、彼らは、そうだからこそ逆に、「企業や経済人」に道徳と倫理を説く必要が生じ、そこに、宗教＝カトリシズムの復権という保守主義の戦略に逃げこまざるを得なくなったのであり、その中から、さらに進んで、現実の企業家たちの勤勉や野心、規律、冒険心といったものに対しては、それらを道徳的に賞賛する。こうして、「企業家とその活動を単に利益追求に還元するのでなく、立派な、道徳的に正当的なものとする⁷⁵⁾」ことになるのである。

ノヴァクは、以下の7点において、「企業」を積極的に位置づける。すなわち、①人間の創造性を引き出す、②試行錯誤の実験の場たることによって人間の自由な活動を保障する、③人間の生死の循環を企業の盛衰として映し出す、④個人や国家の枠を超えた社会性を持つ、⑤共同体的な危険負担のエートスを体現する。⑥「企業経営」という人間それぞれの洞察力を体現する、⑦全能の神と区別された無知な人間の自由と選択の危険を冒せる、という「美点」である⁷⁶⁾。実際、全ての経済活動が国家によって管理される場合に比べれば、自由企業体制の「美点」は明らかであろう。しかし、それでも、ノヴァク自身がその自説への反論として予想せざるを得ないのは、他方で、企業内における独裁(労働者に対する専制的指揮)の問題や、疎外の問題や、大企業における権力集中の問題である⁷⁷⁾。

こうした予測される反論に対しては、彼は「企業内の独裁制も、大学や教会、政府機関などの中でのものと同じである」とか、「社会主義下の工場でも疎外はある」といった論法で再反論を試みているが、そうであるならなおのこと、なぜ、そうした大学や教会などの中の「独裁」にも反対する立場をとらないのか、また、「社会主義」の下での疎外を肯定するのか、という疑問もわいてこよう。「新保守主義」派のここでの論調は、人間の自由や創造性を賛美した先のそれと全く逆の、企業の中での個人の自由を軽視したものとして、極めて自

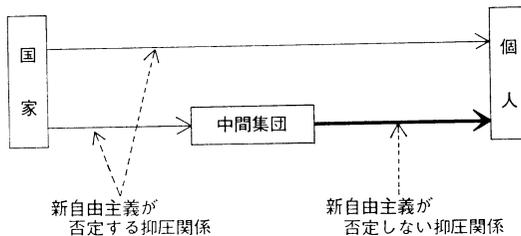
己弁明的な性格を持っている。

ノヴァクは、こうした考え方の上にさらに進んで、労働者が企業の中の仕事を数十年の永きにわたって「耐えて」やり抜くことを美德とする考え方を打ち出し、また、労働者が企業の中で擬似家族の人間関係を結ぶことを積極的に評価するにいたっており、これはまさに、典型的な「経営者主義(managerialism)」にほかならない。これでは、彼らの批判する「レフト」の側の、たとえば、イギリス労働党左派の論客であったクロスマンの「今日人間の自由の敵は、経営者社会と、それに伴う中央強制権力である」(傍点は引用者)⁷⁹⁾といった反「経営者主義」とどちらがより「自由主義的」であるかが問われなければならないだろう。⁸⁰⁾

B. 新自由主義の思想的位置

以上にみたように、新自由主義にはいくつかの重要な点において反自由主義的な側面が存在し、とりわけ、家族主義や企業主義といった形での「中間集団」の重視が、そういった中間集団への個人の服従を説くものとなっている点は重要である。つまり、彼らは、〈国家→中間集団〉や〈国家→個人〉の権力的抑圧関係を否定するものの、他方では、〈中間集団(家族・企業など)→個人〉の抑圧関係を否定せず、逆に強化にはかっているのである。⁸¹⁾(第2図参照)この点では、フリードマンの、「人間の自由に対するもっとも大きな脅威は、それが政府の手にあるものであろうが、その他のものの手にあるものであろうが、権力の集中である」⁸²⁾という言葉自体が彼ら自身によって忘れ去られていると言

第2図 新自由主義の構図



わざるを得ないであろう。彼らが「政府からの自由」を呼びながらも、「権力からの自由」という表現を用いないことも、場合によっては彼ら自身による反権力性の制限という意図が含まれているのかも知れない。

ところで、彼らのこうした中間集団の重視は、たとえば、企業を「共同体的協同の新しい形態⁸³⁾」と規定したり、共同体を放棄する「粗野な個人主義」ではなく、共同体的結合に導く「共同体的個人 (Communitarian Individual)⁸⁴⁾」を求めるとする「共同体主義 (Communitarianism)」として総括されるが、この「共同体主義」は、そうした共同体を形造った過去の慣習や伝統、そしてさらには、過去から受けつがれた価値観としての道徳を強調する立場でもある。

この点に関して、I・クリストルが「民主政」に対する「共和政」の優位を説く論理は興味深い。彼は、「民主政においては人民の意志が至高であるのに対して、共和政にあっては人民の意志ではなく、人民の理性的合意……が人民を支配する⁸⁵⁾」とのべ、また、「共和政は公的、私的事柄双方への対応において『道徳主義的』な態度をとり、民主政はより安易で、より『物分りが良く』、シニカルでさえある⁸⁵⁾」とのべた上で、「共和政」が「民主政」に比べて優位であるという判断を下す。このように、彼は、「共和政に必要な徳⁸⁶⁾」というものを重視する「道徳主義者」であるのであるが、こうした「道徳」への過度の期待が、「道徳」（やその一形態としての「宗教」）による自由への一定の制限の設定を通じて、「意志の自由」「精神の自由」の否定へとつながっている点は重大である。

たとえば、ポルノグラフィの検閲に対して、「新保守主義」はその正当性を強く主張する。すなわち、自己総治者としての国民の能力には「共和政に必要な徳」をどれだけ持っているかが前提となるが、その「道徳」の擁護のためには、人間を肉体に還元してしまうポルノグラフィは規制されなければならない、⁸⁷⁾というのである。この点は、アメリカの「リベラル」派、すなわち、経済政策論的にはケインズ主義的な立場に立つ民主党系の人々から、「一つの国教制や精神の自由への介入をめざすもの」として厳しく批判が行なわれているが、このことは、「精神の自由」に対しては、「制度的自由」とは逆に、「新保守主義」

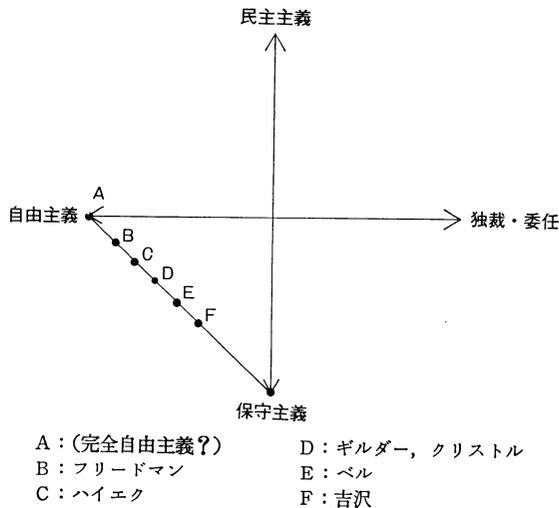
のまま個人の自律性への否定的評価に結びつくことが確認されよう。

C. 「ポスト・モダン」と新自由主義：再論

上記にみるように、「新自由主義」も、その名前に反して多くの反自由主義的な側面を有し、また、その前提として少なくとも一部の論者は非自律的人間観の立場に立っていることがわかった。とすれば、これはもう、「ポスト・モダン」の立場とどう違うのか、という問題が発生する。その点も整理してみよう。

筆者は前稿において、人間の行動原理＝諸行為の決定方式を4つに分類し、そのうち、保守主義原理の立場に立つ現代の思想潮流として「ポスト・モダン」を位置づけ、自由主義原理のそれを新自由主義として位置づけた。そして、さらに、本稿では、その2つの思想潮流をそれぞれ、「自由」への否定的対応と肯定的対応として整理した。しかし、本節で検討したところによれば、「新自由主義」にも多くの反自由主義的な側面があり、その限りでの「ポスト・モダン」の接点をを見いだすことができるのである。⁹⁰⁾

第4図 自由主義と保守主義およびその中間形態の位置関係



そもそも、筆者が前稿において説明し、以下に第4図として再掲する図に示されているとおり、「自由主義原理」も「保守主義原理」も、それらがともに「民主主義原理」や「独裁原理」と対抗しているという点では共通している。そして、実際、「新自由主義」も「ポスト・モダン」も「民主主義」や「独裁」に対して否定的である。したがって、この両者は、第4図の「自由主義」と「保守主義」の極付近にそれぞれ位置しつつも、その両極を結ぶ線上に様々な中間形態を持ちうるのである。

この点に関して、A・エチオーニによる非「リベラル」派のアメリカ政治哲学の分類⁹¹⁾をさらに発展させた野間俊威⁹²⁾の分類は有効である。野間の分類は以下のとおりとなっている。

I 新自由主義 (New Whigs) :

M. Friedman をはじめ、経済学者に多い。哲学者は R. Nozick 等。

II 保守派 (New Tories)

II-1 Moral Majority : 学者は少ない。

II-2 保守派学者 : S. P. Huntington, R. A. Nisbet 等。

III 新保守主義 (Neoconservatism)

III-1 右派 : G. Gilder, J. Wanniski, M. Novak 等。サプライサイダーはこのグループに多い。

III-2 中間派 : I. Kristol. American Enterprise Institute, 雑誌 *Public Interest* に依る学者が多い。

III-3 左派 : D. Bell. オールド・リベラリストと見分けがつかぬグループ。

筆者の定義では、広義の「新自由主義」にはIばかりではなく、III-1やIII-2の新保守主義派も含まれるが、III-1, III-2, と進むにしたがって、その思想的自由主義性は薄れ、保守主義の側に近づいて来ている、と見ることができよう。そして、III-3やIIになれば、いくら広義とは言え、「自由主義」

の概念でひとくくりにはできず、もはや「リベラル」ないし「保守主義」と「見分けがつかぬ」とさえ言われることになるのである。

もちろん、こうした「中間形態」は「自由主義」に近いサイドからだけではなく、「保守主義」に近いサイドからも発生する。たとえば、「伝統・慣習・習俗などにたいする責任」や「道徳的規範」を重視する吉沢英成は「民主主義＝産業主義」や「専制政治」を批判しながらも、「自由」の擁護を一方で主張している。こうした立場は、相対的には「保守主義」に接近した「中間形態」の一種として位置づけられよう。したがって、フリードマン、ハイエク、ギルダー＝クリストル、ベル、吉沢などといった「中間形態」のそれぞれを、第4図のB, C, D, E, Fの位置にあるものと総括することができる。⁹³⁾⁹⁴⁾

ところで、以上に見るような「新自由主義」と「ポスト・モダン」の諸中間形態の連続性は、いわゆる〈自己組織化〉パラダイムを両者がともに受け入れていることにその性格を明らかにしている。

この〈自己組織化〉パラダイムとは、「自然」の領域において、自律的なシステムによる秩序形成の過程として世界が存在しているという世界観であり、熱力学におけるプリゴジンの「散逸構造論」⁹⁵⁾、生物進化論におけるヤンツの「自己組織化論」⁹⁶⁾、その他自然科学一般についてもケストラーが主張する「統合傾向論」⁹⁷⁾などに代表される。

ところで、ジョン・ロックないしアダム・スミス以来の「小さな政府」の立場＝自由主義の立場は、何らの規制なき自由な個別主体の総和としての社会が、無秩序状態に陥らず、一定の調和的な秩序におのずから到達するという理論的想定を行っている。であるから、この意味で、こうした自律的な秩序形成は一種の〈自己組織化〉として評価できる。実際、たとえば、新古典派産業組織論の立場に立つ今井賢一もこの意味で〈自己組織化〉パラダイムを援用しているのである。

しかし、もし、そうして自己形成された秩序が年月を経て受け継がれていけば、その秩序は徐々に「慣習」「慣例」「道徳」「伝統」としての性格を強めていくことになる。つまり、「慣習」や「道徳」はそれを出来あがったものとし

受けとめさせられる個々人の側から見れば外的なものに相違ないが、一つの社会として見えた場合にはその内部で非権力的に自己形成されたものであり、「ポスト・モダン」はその意味で〈自己組織化〉パラダイムに親近感を示すのである。

新自由主義の中でも「新保守主義」の立場に立つ者は、「個人的選択の外観上の個別性の背後にある秩序」⁹⁹⁾や「人々の動機や意図と異ったレベルにおける秩序」¹⁰⁰⁾を重視し、また、道徳や宗教による自由の一定の方向への制度化を積極的に位置づけるという点で、「ポスト・モダン」の〈自己組織化〉論との共通性がある。たとえば「慣習論の系譜」に位置づけられたハイエクも同様の側面を持つ。しかし、「ポスト・モダン」らの「保守主義」と明確に区別されなければならないのは、新自由主義の資本主義観はダイナミックなものであり、それゆえ、その下における「秩序」も固定的でなく、また緩いものと考えられていることである。

実際、共同体主義という点において「ポスト・モダン」との共通点を多く持つ「新保守主義派」においてさえも、経済成長、未来志向性、実験・冒険の精神といった「近代」の諸側面が高らかに肯定されており、「反近代」の立場に立つ「ポスト・モダン」とは決定的な対抗関係にあると言わざるを得ないのである。また、ハイエクも「それが伝統であるからというだけの理由において、伝統的な信条に執着するオールド・リベラリストは……ほとんどまったく何の役にも立たない」¹⁰¹⁾と述べて「オールド・リベラリスト」を批判しているが、この「伝統主義」批判の立場は、「新自由主義」と「保守主義」とがやはり距離¹⁰²⁾を持っていることを示していると言えよう。

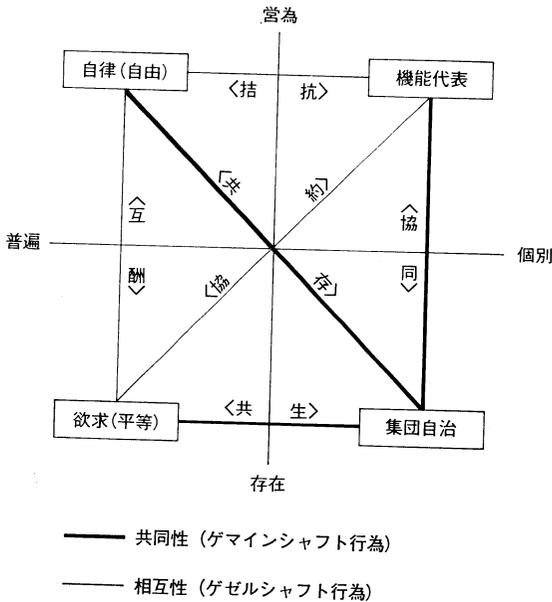
〔補論〕 資本主義における集団主義の残滓としての企業主義と家族主義

ここでは、岩崎信彦『『市民社会』の構造連関と現代社会』（山本英治編『公共性と共同性の社会学——現代社会と共同社会形成』垣内出版、1982年）を手がかりとして、新自由主義の「企業主義」や「家族主義」が実は資本主義に内在するものであること、およびその解体＝自由化の中に未来社会が展望されることにつ

いて述べてみたい。

岩崎は、まず、作田啓一によって提起された「市民社会の4つの構造原理」¹⁰³⁾（「個人主義」「万民平等主義」「機能代表制」「集団自治制」）をさらに発展させて、それぞれ「市民的自由と行為の自律性」（略して「自律（自由）」）、「生活欲求と万人平等」（略して「欲求（平等）」）、「機能代表と役割遂行」（略して「機能代表」ないし「役割遂行」）、「人間的紐帯と集団自治」（略して「集団自治」ないし「人間的紐帯」）におきかえる。また、さらに、それら「4つの構造原理」のおおのの関連の6つについての属性を次のように位置づける。すなわち、「欲求」と「機能代表」との関連を〈協約〉として、「自律」と「集団自治」との相互関係を〈共存〉として、「欲求」と「自律」の間の相互利益と相互義務の関係を〈互酬〉として、「集団自治」と「機能代表」の関連を〈協同〉として、「個人の自律性」と「集団の機能代表」の緊張関係を〈拮抗〉として、そして最後に、「個人の欲求」と「集団自治」の関連を〈共生〉として捉える。こうした諸関

第5図 市民社会の構造原理

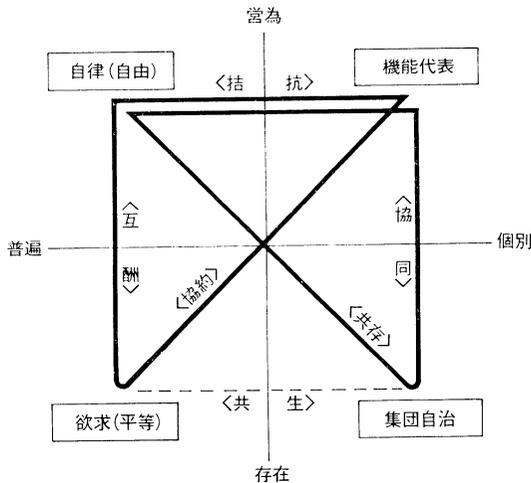


連は、第5図によって総括される。

岩崎は、その上で、上記諸関連のうちで〈共生〉が優位な社会から、〈協同〉が優位な社会、〈拮抗〉が優位な社会、〈互酬〉が優位な社会へと順に社会が変遷していくとする。その最初の〈共生〉型社会は、未開社会を典型とする共同体社会であり、次の〈協同〉型社会の典型は日本的集団主義の社会とされるが、「連帯的自律性」という形での固有の自律性を部分的に持ちはじめた社会である。しかし、この2つの社会は個人の「自律（自由）」の極から最も離れた未発達的市民社会であり、そうしたゲイマンシャフト性がゲゼルシャフト性によって乗り越えられるのは、近代市民社会（資本主義社会）としてイメージされる〈拮抗〉型社会においてである。

この社会における中心的関連である〈拮抗〉は、一方では〈互酬〉—「個人の欲求」—〈協約〉という相互性（ゲゼルシャフト行為）によって媒介されるが、このような関連の中で形成される機能集団は「企業」によって代表される。また、この社会における〈拮抗〉は、〈共存〉—「集団自治」—〈協同〉という共同性（ゲイマンシャフト行為）によっても媒介されるが、こちらの集団形成の

第6図 〈拮抗〉型市民社会の媒介的連関構造



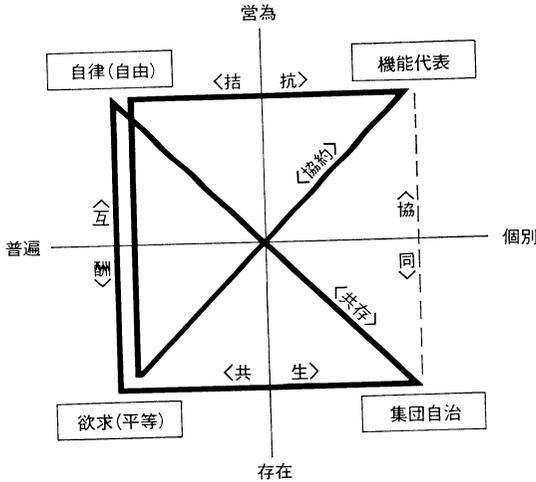
典型は「家族」とされる。したがって、こうした〈拮抗〉型社会では、それ以前のゲマインシャフトが優位の社会と違って、ゲゼルシャフト行為とゲマインシャフト行為とが並立し、前者が後者から自立しているのである。そしてまた、さらに、ここでの〈共存〉—〈協同〉—〈拮抗〉というゲマインシャフト行為のループも、そのループ内の重点が、〈拮抗〉という相互性が優位に立つ属性に変化することによって、全体として、ゲゼルシャフト行為のゲマインシャフト行為に対する優位が形成されつつあるのである。

しかし、他方においては、〈共存〉—「集団自治」—〈協同〉というゲマインシャフト的媒介環の残存、とりわけ、〈共存〉の契機における「規範」(=「道徳」)の社会的位置づけの高さにも注意しなければならない。なぜなら、〈共存〉、すなわち、「自律」した個人が自主的に社会に同調する(=「集団自治」)ためには、個人の「自由な人格」を前提としながらも、その「人格」が、それが「自主的に社会に同調する」ような「規範」を備えた「人格」でなければならないからである。こうして、「同時に資本主義社会である」ところの近代市民社会、すなわち、ここでは〈拮抗〉型社会の中に、「企業主義」と「家族主義」という集団主義、そして、「規範」(=「道徳」)という契機、総じて「新自由主義」(「新保守主義」)の基本タームが発見されるのである。

ところが、「市民社会の前進的展開」は〈拮抗〉型社会で終わるのではなく、さらに、〈互酬〉型社会へと続くのであって、この社会との比較によって〈拮抗〉型社会としての資本主義社会の特質はより一層明らかとなる。

この社会は、〈互酬〉の両極が「自律」「欲求」というともに「個人」に関わる構造原理であることに明らかのように、「個人」優位の社会でありながら、そうした個人が「自由」で自律的な行為を展開しながら、欲求を充足しあい「平等」を実現しているという意味では「成熟した市民社会」ないし一種のユートピア社会としてイメージされる。また、こうした社会は、「個人の幸福が万人の幸福の条件になるような社会」とも言い換えることができるが、「この命題はいうまでもなく、『一人は万人のため、万人は一人のため』という平板なスローガンとは異なり、主要な達成課題は『個人の幸福』(『個別』)なのであ

第7図 <互酬>型市民社会の媒介的連関構造



るが、それが同時に『万人の幸福』（『普遍』）の『条件』（『特殊』）となっているような、それゆえに『個人の幸福』が『万人』に達成されるような社会という意味できわめて弁証法的な命題である。¹⁰⁴⁾

この社会を<拮抗>型社会と対比してみると、第1に、「共通の軸である<共生>が、『集団自治』をへて、<拮抗>型社会では<協同>—『機能代表』にむかい、<互酬>型社会では<共生>—『欲求（平等）』に志向し、したがって、<共生>が、<協同>の「規範」への同調から、「個人」の「欲求」への方向性を持つものに変化しているのである。つづめて言えば、<協同>＝「規範」から、「個人」＝「欲求」への変化であり、「家族主義」に代表される共同体的集団主義の解体である。

また第2に、<互酬>—<協約>—<拮抗>という共通のループにしても、その重点が<拮抗>から<互酬>に移行することによって、「媒介的条件に位置づけられていた個人の『欲求（平等）』がそれじたいとして優位な原理として自立」している。したがって、「個人と集団の<拮抗>が、こんどは『機能代表』を条件化することによって集団（ならびに社会）の内的契機として包摂さ

れ、たとえば「企業」のような機能集団もそれ自身が自己目的となることは決してなく、〈互酬〉すなわち、「個人の自律」と「個人の欲求」とを媒介する手段としてのみ位置づけられるから、そこでは「企業主義」も解体せざるを得ない。

それゆえ、以上の〈拮抗〉型社会=近代市民社会(資本主義社会)と〈互酬〉型社会=「ユートピア社会」との対比から明らかなことは、「企業主義」や「家族主義」といった集団主義が資本主義に本来根ざすものであることであり、また、そうした集団主義の解体=「個人」優位の社会の建設こそが歴史の方向である、ということである。

なお、以上では、岩崎のいう「近代市民社会」と「資本主義社会」とを同一のものとして扱って来たが、岩崎は、「資本主義社会」を、〈拮抗〉型社会=「近代市民社会」の疎外態として位置づけている。そして、この疎外態においては、「諸個人はそれぞれの肥大化した欲求の充足を求めて相互に〈競争〉しあいながら、『官僚制』にたいして醒めた打算のうえに〈手段主義〉的な参入をはかっていく。また、……『人間的紐帯』の揚を喪失した諸個人は他者へ〈過剰同調〉しながら『官僚制』のなかにおいては、“死んだ機械”と手に手をとってみずから“生きた機械”と化していく”ことによって、「まさに個人と官僚制、個人と社会が疎外的に対立しあう」ことになる。

また、〈互酬〉型社会も、疎外態としての〈競争〉型社会に転化する、とされる。そして、ここでは、「人びとは『官僚制』にたいして〈対立〉しながら〈手段主義〉的に対応する過程を媒介として、欲求充足のための相互に排他的な〈競争〉を展開」する、とされる。

ところで、このどちらの疎外態においても、「私化」と〈競争〉の一方的進行は社会的「規範」と「秩序」を解体するが、これは「社会的支配層の存立基盤の動揺を必然化」せざるを得ないから、この支配層はそれを食い止めるために『集団解体』にたいする上からの『統合化』を展開することになる。そして、この例が、「国家による大国主義的ナショナリズムの高揚、企業による企業主義と『小集団自主管理』の推進などをその典型事例とするところの『共

同イデオロギーと集団包摂」なのである。したがって、ここでも、支配層は「企業主義」を含めた諸個人の集団主義的包摂に最終的には頼らざるを得ないことがわかる。つまり、「支配」は決して諸個人をバラバラにすることではなく、「集団」として「統合」し、「指揮」することなのである。

とにかく、支配一被支配関係を再生産する生産様式としての資本主義社会は、〈拮抗〉型市民社会としても、あるいはまた、〈拮抗〉型社会や〈互酬〉型社会の疎外態としての社会としても、そのいずれにしても、〈企業主義〉などの集団主義をその本質的要素として持っていること、そして、まさにそうした資本主義擁護のイデオロギーであるからこそ、新自由主義が不徹底な自由主義でしかあり得ないこと、この2点を再確認できよう。

- 57) 古典派経済学の「経済」=利己主義原則の革命性については、A. O. Hirschman, *The Passions and the Interests—Political Arguments for Capitalism before Its Triumph*, New Jersey, 1977 (佐々木毅・旦祐介訳『情念の政治経済学』法政大学出版局, 1985年), 佐和隆光『『倫理的空白期』後のパラダイムを求めて』『エコノミスト』1986年1月7日号, 拙稿「古典派経済学, 近代経済学と『資本論』」基礎経済科学研究所編『『資本論』からみた現代の労働と生活』昭和堂, 近刊等参照。
- 58) M. Friedman, *op. cit.*, p. 36 (邦訳, 41ページ)。
- 59) M. & R. Friedman, *Tyranny of the Status Quo*, New York, 1984, p. 75 (加藤寛監訳『奇跡の選択』三笠書房, 1984年, 127ページ)。
- 60) M. & R. Friedman, *ibid.*, p. 76 (邦訳, 128ページ)。
- 61) たとえば, W. A. Schambra, “Progressive Liberalism and American “Community”, *The Public Interest*, No. 80, p. 47 など。
- 62) G. Gilder, *Wealth and Poverty*, New York, 1981, Chap. 11 (斎藤精一郎訳『富と貧困』日本放送出版協会, 1981年), M. J. Bane, “Is the Welfare State Replacing the Family?”, *The Public Interest*, No. 70 など参照。
- 63) M. Novak, *The Spirit of Democratic Capitalism*, New York, 1982, Chap. 2., M. Novak, *Free with Justice: Catholic Social Thought and Liberal Institutions*, New York, 1984 など参照。
- 64) 佐々木毅『現代アメリカの保守主義』岩波書店, 1984年, 25ページ。
- 65) 佐々木毅『保守化と政治的意味空間』岩波書店, 1986年, 109ページ。
- 66) N. Glazer, *Affirmative Discrimination*, New York, 1975.

- 67) 庄司興吉「新保守主義と社会学」『経済評論』1980年4月号, 43ページ。
- 68) 竹内靖雄チーム『ソフト化社会の家庭・文化・教育』大蔵省印刷局, 1986年。
- 69) M. Friedman, *op. cit.*, p. 12 (邦訳, 13ページ)。
- 70) M. Friedman, *op. cit.*, p. 164 (邦訳, 184ページ)。
- 71) フリードマンは, “Will Freedom Prevail?”, *Newsweek*, 1979, 11, 19 でも, 家庭崩壊の責任は政府の肥大化にあるとして, 政府を攻撃し, したがって家庭擁護を主張している。また, 日本の代表的新自由主義者の一人である加藤寛も, 「女は家庭に帰れ」式の家族主義的主張を述べている(加藤寛『日本の経営は崩壊するか』PHP研究所, 1985年, 206—7ページ)。
- 72) 日本以外の諸国では, フリードマンやサプライ・サイダー派も含めた, 本稿での「新自由主義諸派」は「新保守主義」として一括されている。しかし, フリードマンに限れば自らを「新自由主義」と定義しており, その意味で, フリードマン達の狭義の「新自由主義」とサプライ・サイダー達の狭義の「新保守主義」を区別することは妥当である。問題は両者の総称として日本式に「新自由主義」と呼ぶか, 諸外国式に「新保守主義」と呼ぶか, であるが, 本稿では, 「ポスト・モダン」等の「保守主義」(およびその「反近代」的性格)と区別する意味も込めて, 日本における通称である「新自由主義」との呼び名を使用した。ただし, 佐々木毅の前掲諸著作や小谷崇『新保守主義経済学』青木書店, 1987年など, 「新保守主義」名を使用する例も多くなってきている。
- 73) M. Navak and J. W. Cooper ed., *The Corporation: A Theological Inquiry*, Washington, 1981, M. Novak ed., *Democracy and Mediating Structures: A Theological Inquiry*, Washington, 1980 など参照。
- 74) 佐々木毅「現代アメリカの『新保守主義』」『思想』1983年2月, 87—8ページ。
- 75) 佐々木毅, 前掲論文, 88ページ。
- 76) M. Novak and J. W. Cooper ed., *op. cit.*, pp. 206-213.
- 77) M. Novak and J. W. Cooper ed., *op. cit.*, pp. 213-215.
- 78) M. Novak and J. W. Cooper ed., *op. cit.*, p. 211.
- 79) R. H. S. Crossman, “Toward a Philosophy of Socialism”, *New Fabian Essays*, London, 1952, p. 27.
- 86) 先の注で触れた, 加藤寛の「女は家庭に帰れ」との主張も, 「会社のチームワーク」を守るという立場から, 「与えられた仕事が自分の気に入らない仕事の場合は, それを放り出したり, あるいは会社を辞めて移ること」(加藤寛, 前掲書, 207ページ)を批難するというものであるから, 「個人」より「企業」を重視する「企業主義」ないし「経営者主義」と位置づけられる。

- 81) 津田眞澄編著『新世代サラリーマンの生活と意見——「団塊の世代」から「新人類」まで——』東洋経済新報社、1987年による日本生産性本部『働くことの意識』調査報告書』1986年の分析によると、1969～73年入社「団塊の世代」に比べて、1984～86年入社「新人類世代」は、「休日は主に会社以外の友人と過ごす」傾向や、私生活問題を職場の先輩や同僚とは相談しない、という傾向を示している。また、「職場の人間関係」では「全面的」なそれより「部分的」なそれを良しとし、「仕事と余暇の関係」では「仕事重視」より「仕事・余暇の両立」を良しとするように変化して来ている。つまり、新しい世代の若者達の「個人主義」は明確に「企業主義」と矛盾関係にあるのであり、この意味でも「企業主義」が「個人」の抑圧を含むことを確認できる。
- 82) M. & R. Friedman, *Free to Choose*, New York, 1980 (西山千明訳『選択の自由』日本経済新聞社、1980年、484ページ)。
- 83) M. Novak and J. W. Cooper ed., *op. cit.*, p. 211.
- 84) M. Novak, *The Spirit of Democratic Capitalism*, New York, 1982, Chap. 7.
- 85) I. Kristol, *Reflections of a Neoconservative—Looking Back, Looking Ahead*, New York, 1983, pp. 92-3. なお、訳文は佐々木毅『現代アメリカの保守主義』岩波書店、1984年、192—3ページによる。
- 86) I. Kristol, *ibid.*, p. 50.
- 87) I. Kristol, *ibid.* など参照。
- 88) A. de Tocqueville, *De la démocratie en Amérique*, Paris, 1835, 1840 (岩永健吉郎部分訳「アメリカにおけるデモクラシーについて」『世界の名著33』1970年、中央公論社)、P. Birnbaum, *Sociologie de Tocqueville*, Paris, 1970, 小川晃一『トクヴィルの政治思想』木鐸社、1975年、など参照。
- 89) M. Novak, *op. cit.*, p. 170. また、新自由主義者、とくに「新保守主義者」が、共同体を維持するための道徳の「教育」に意義を見いだすのも、「教育」による人間のコントロールの可能性に対する高い評価を前提しているという意味では、人間観における一種の非自律的想定の結果と考えられる。
- 90) たとえば、「家族主義」については、「ポスト・モダン」の今村仁司『現代思想の系譜学』筑摩書房、1986年、296—300ページの立場と共通する。
- 91) A. Etzioni, *An Immodest Agenda: Rebuilding America before the Twenty-First Century*, New York, 1983.
- 92) 野間俊威「先進国病・個人主義・新保守主義」『国民経済雑誌』第148巻第6号、1983年。
- 93) フリードマンも「自由主義」の頂点に立つものではなく、先に見たような不徹底な自由主義でしかない。ただし、「新保守主義派」のような強い共同体主義や

道徳主義は見られないという点では「自由主義」に最も近い位置にあるものと位置づけられる。また、ハイエクは、たとえば松原隆一郎「ケインズとハイエク——慣習論の系譜」『季刊現代経済』第52号、1983年に見るように慣習論の系譜でも位置づけられる両義性を持っている点で、フリードマンよりも「保守主義」寄りである。

- 94) なお、ついでに言えば、こうした「自由」と「保守」の間の諸中間形態の対極には、「民主」と「独裁」の中間形態としての「全体主義デモクラシー」(J. S. ミル)が存在するが、これは第6図の第1象限に位置づけられる。また、「民主」と「自由」の中間形態(第2象限)には、たとえばマクファーソンの「自由民主主義」が、そして、「保守」と「独裁」の中間形態(第4象限)には、様々なタイプの絶対王政などが位置づけられよう。
- 95) P. Glandolf and I. Prigogine, *Thermodynamic Theory of Structure, Stability and Fluctuations*, London, 1971 (松本元・竹山協三訳『構造・安定性・ゆらぎ——その熱力学的理論——』みすず書房, 1977年), G. Nicolis and I. Prigogine, *Self-Organization in Nonequilibrium Systems*, London, 1977 (小島陽之助・相沢洋二訳『散逸構造——自己秩序形成の物理学的基礎——』岩波書店, 1980年), I. Prigogine, *From Being to Becoming——Time and Complexity in the Physical Sciences*, San Francisco, 1980 (小出昭一郎・安孫子誠也訳『存在から発展へ——物理科学における時間と多様性——』みすず書房, 1984年) など。
- 96) E. Jantsch, *The Self-Organizing Universe*, New York, 1979 (芹沢高志・内田美恵『自己組織化する宇宙』工作舎, 1986年) など。
- 97) A. Koestler and J. R. Smythies, eds., *Beyond Reductionism——The Alpbach Symposium*, London, 1969 (池田善昭監訳『還元主義を超えて』工作舎, 1984年) など。
- 98) 今井賢一, 前掲書, 182—4 ページ。
- 99) M. Novak, *op. cit.*, p. 114.
- 100) M. Novak, *op. cit.*, p. 115.
- 101) F. A. Hayek, *Studies in Philosophy, Politics and Economics*, Chicago, 1967, p. 151. なお, 邦訳は, 西山千明・G. C. アレン『日本経済を考える』講談社, 1976年, 234ページによる。
- 102) カントは「自由」をはじめ「個人的自律性」の問題として措定したが, その「自律」もこうした「道徳」に自律的に従っていくという意味の「自律」と考えられ, 結局は「道徳」という外的なものによる「他律」に他ならない。この点は, ヘーゲルによって「カント的徳の自己強制」(*Hegels theologische Jugendschriften*, hrsg. von H. Nohl, Tübingen, 1907, S. 293 (中埜肇・久野昭・水

野建雄訳『ヘーゲル初期神学論集』Ⅱ，以文社，1974年，187ページ）として批判されている。

103) 作田啓一「市民社会と大衆社会」『価値の社会学Ⅵ』岩波書店，1972年，参照。

104) 岩崎信彦『『市民社会』の構造連関と現代社会』，山本英治編『公共性と共同性の社会学——現代社会と共同社会形成』垣内出版，1982年，92ページ。なお，岩崎はこうした社会を「高度に成熟した共産主義社会」としてイメージしている。

IV. まとめに代えて

「前稿」（「近代経済学の動向と『ポスト・モダン』」基礎経済科学研究所編『講座 構造転換第4巻 経済学の新展開』青木書店，1987年）と本稿において，筆者は現代経済学の2大潮流として新自由主義と「ポスト・モダン」を位置づけ，そのそれぞれが歴史的必然としての個人主義的＝自由主義的価値規範の発展に対するプラスとマイナスの対応であることを示した。また，そうした価値規範の今後ますますの成長と，人間それ自身の自律性の発展，そして現実の社会構造の「自由化」の中では，「自由主義＝個人主義」の側の思潮がいかにも多くの紆余曲折を要しようとも伸長せざるを得ないこと，これが本稿の最も中心的な主張点である。

この筆者の主張に関して誤解されてはならないことは，筆者による「自由主義＝個人主義」の最終的肯定が善悪の価値判断によって行なわれているのではない，ということである。確かに，筆者は自由主義＝個人主義原理が社会の全面を覆った時，その時社会はダイナミックな発展を遂げながらなおかつ安定的な望ましい状態に到ることを主張する。しかし，筆者は逆に，資本主義からさらに古くさかのぼった全面的に保守的な未開社会（それはおそらく原始共同体の社会）の安定性と「望ましさ」を否定するものではない。ただ，保守主義原理を中心とした非自由主義原理と，自由主義＝個人主義原理とが中途半端に混合する社会は，既に本稿第Ⅱ節で見たように，社会的アノミー状態をもたらすこ

とを述べたのみであり、（たとえば、相続制度→家族の存続→貧富の格差→競争条件の不平等という家族共同体の残存の下での「自由競争の失敗」）より重要なことは、どちらが望ましいか、ではなく、どちらの方向に社会が動かざるを得ないかである。そして、その歴史的必然の論証にあたっては、経済的諸関係をベースとしながらも、その諸関係自体を上部構造としての価値規範（それ自体も経済的→社会的構造によって再生産されるものであるが）が規定し返すといった史的唯物論の方法を用いた。このこともまた再確認しておこう。

以上の基本点をおさえた上で、最後に、レーガノミックス、サッチャーリズム、日本の第2臨調路線といった現実の「新自由主義」と理論上の「新自由主義」との関連と区別の問題について述べておきたい。

まず、当然のことであるが、現実の「新自由主義的」諸政策は必ずしも「自由主義」なり「個人主義」といった価値観から立案されているのではない、ということである。その典型的な例は、単なる財政赤字対策としての問題意識からの諸財政再建策である。また、レーガン、サッチャーの「グレナダ」「フォークランド」といった戦争政策や、日本の天皇制復活論なども「新自由主義」として位置づけるには無理であろう。¹⁰⁵⁾

しかし、他方で、「日本型福祉社会」論や「女性は家庭に帰れ」といった現代日本の「家庭基盤充実」政策や臨教審答申における「徳育」重視、教育統制の強化などが、新自由主義の中に存在する「家族主義」や「道徳」の重視といった立場と相通ずることに注目されなければならないだろう。¹⁰⁶⁾ 現実政策における「反自由主義」的諸側面の多くも、「新自由主義」に内在する「反自由主義」的な部分に根ざしているのである。

特に、新自由主義の「企業主義」ないし「経営者主義」は国家権力の力に頼らずとも労働者を管理することができるようになった企業＝資本の立場そのものの代弁である。換言すれば、新自由主義の「自由主義」とは、資本一賃労働という支配抑圧関係を本来的に持っている「資本主義」の根本を変更しない下の「自由化」要求にすぎないのであって、そうした新自由主義の本来的性格自身が、彼らの自由主義を極めて不徹底なものにしているのである。

しかし、こうしたことは、新自由主義に自由主義性が全くないということの意味するわけでは決してない。少なくとも、「ポスト・モダン」などとは反対に、多くの点での「自由化」を進める積極的な役割をも担っている。したがって、新自由主義に対する我々の批判は、その全面否定という形で行なわれるべきではなく、その内に含まれている反権力、反抑圧、自由の思想の積核面を最大限に抽出しながら、まさにその反権力、反抑圧、自由の思想の側から彼らの不徹底性を批判するというものでなければならない。いわば、新自由主義を後向きに批判するのではなく、前向きに批判することこそが求められているのである。

実際、新自由主義の大きな思潮の周辺には、より徹底した自由主義を主張する「完全自由主義 (Libertarian)」¹⁰⁷⁾と呼ばれる思想潮流が存在する。彼らは、「宗教は勿論のこと、国家に対しても敵対的態度をと」り、その理論においては「すべては自発的契約と自発的決断を任せられ、警察も国防も市場機構の中で自発的に調達されるべきものとなり、徴兵や人工妊娠中絶の規制、麻薬取締りに対しても反対である。そして反共主義もはや支持せずむしろアメリカ外交の帝国主義的攻撃性を批判する。¹⁰⁸⁾」こうした彼らの立場はまた改めて詳しく検討されなければならないが、とにかく、新自由主義を「右」につき抜けることによってこそ「左翼性」を持つといったパラドックスが感じられる。だからこそ、新自由主義に対する我々の批判は正確で慎重でなければならないのである。

- 105) この意味では、たとえばサッチャーリズムがブーランツァスやジェソップによって「権威主義的国家主義」として、また、ステュアート・ホール等によって「権威主義的ポピュリズム」として位置づけられていることが想起される。N. Poulantzas, *State, Power, Socialism*, Paris, 1978 や B. Jessop, *The Capitalist State*, London, 1982 (田口・中谷・加藤・小野訳『資本主義国家』御茶の水書房, 1983年) など参照。なお、日本の場合は、より直接的に「新国家主義」と「新自由主義」とのポリシー・ミックスと捉えることが妥当なように思われる。
- 106) たとえば、財界系コミュニティ構想も、国や自治体と個人との間にある様々な「中間的な集団」による住民の組織化を狙ったものと考えられる。この点については、たとえば、上野輝将「ナショナリズムと新保守主義」『講座日本歴史』第

12巻，岩波書店，1985年参照。

- 107) J. Hospers, *Libertarianism*, Los Angels, 1971, M. N. Rothbard, *Man, Economy and State*, Los Angels, 1962, M. N. Rothbard, *Power and Market*, Kansascity, 1970 などその代表である。なお，この「完全自由主義」は「個人主義的無政府主義(Individualistic Anarchism)」と呼ばれることもある。たとえば，D. Miller, *Anarchism*, London, 1984, Chap. 3.
- 108) 佐々木毅，前掲書，30ページ。

(1987. 6. 5)